

第六次 川越市男女共同参画基本計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度



一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

川越市

ごあいさつ



人口減少や本格的な少子高齢化社会の到来、貧困や格差の拡大、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、豊かで活力ある社会を築くためには、誰もがその人権を尊重され、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が一層求められています。

本市では、「川越市男女共同参画推進条例」に基づき、平成28(2016)年に「第五次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に向けたさまざまな取組を進めてまいりました。令和2(2020)年度で計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、今日の社会情勢の新たな課題に対応するため、本計画を策定いたしました。

本計画では、第五次計画に引き続き、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画(DV防止計画)」を盛り込むとともに、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本市の推進計画も盛り込んでおります。また、「多様な性のあり方への理解の促進と支援」を新たな主要課題として掲げ、性の多様性に関する内容を加えております。

今後は、本計画に基づき、市民、事業者、関係機関の皆様とともに、「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現」に向けた取組を進めてまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「川越市男女共同参画審議会」の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係各位に対しまして心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

川越市長 川合善明

川越市民憲章

(昭和 57(1982)年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めま

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りがたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

○市紋章



○市の木 かし



○市の花 山吹



○市の鳥 雁



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	3
2	計画の性格と位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の基本理念	4
5	計画の将来像	5
6	計画の基本目標	5
7	計画の重点課題	5
8	計画の体系図	6
9	計画の策定体制	8
10	計画の推進体制	9

第2章 男女共同参画をとりまく動向

1	世界の動き	13
2	国及び埼玉県の動き	13
3	川越市の取組	15

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ	男女共同参画を推進するための意識づくり	19
主要課題1	男女共同参画社会の形成のための意識啓発	20
主要課題2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	24
主要課題3	地域における男女共同参画の推進	27
主要課題4	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	29
主要課題5	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	31
基本目標Ⅱ	誰もが活躍できる環境づくり	34
主要課題6	仕事と生活の両立支援	35
主要課題7	女性の活躍推進	39

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境の整備	42
主要課題8 多様な性のあり方への理解の促進と支援	43
主要課題9 誰もが安心して暮らせる環境の整備	45
主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援	49
基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	53
主要課題11 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	54
主要課題12 相談窓口の充実と暴力防止の啓発	57
評価指標	62

資料編

第五次川越市男女共同参画基本計画における評価指標の達成状況	64
第六次川越市男女共同参画基本計画策定までの経過	65
川越市男女共同参画審議会委員名簿	66
男女共同参画社会基本法	67
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
川越市男女共同参画推進条例	88
男女共同参画の歩み（年表）	90
用語解説	94

掲載コラム一覧

コラム① 新型コロナウイルス感染症の拡大	16
コラム② 川越市男女共同参画推進施設（ウェスタ川越）	23
コラム③ 固定的性別役割分担意識	28
コラム④ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	32
コラム⑤ ポジティブ・アクション	33
コラム⑥ ハラスメント	41
コラム⑦ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	50
コラム⑧ デートDV	53
コラム⑨ DV（ドメスティック・バイオレンス）	60

第1章 計画の基本的な考え方

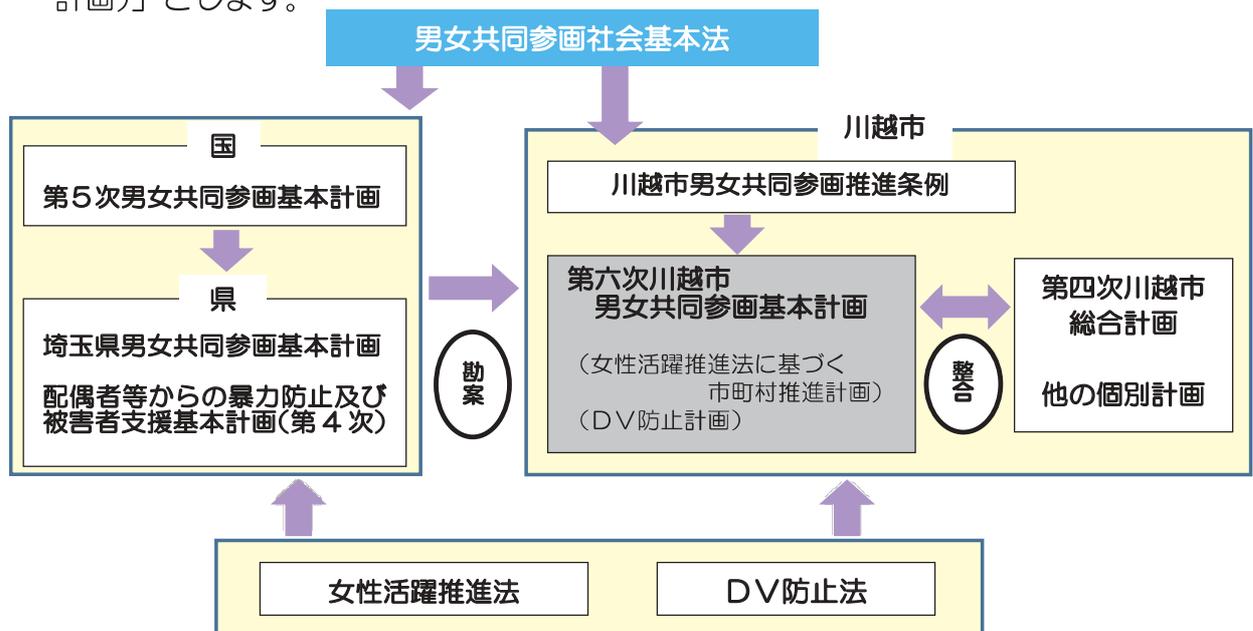


1 計画の目的

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川越市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

- ◎ 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」等を勘案して策定するものです。
- ◎ 本計画は、上位計画である「第四次川越市総合計画」や、市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、平成30（2018）年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」（8ページ参照。以下「意識調査」という。）の結果や、川越市男女共同参画審議会及び市民の意見を尊重して策定するものです。
- ◎ 本計画の主要課題5、主要課題6及び主要課題7を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- ◎ 本計画の主要課題11及び主要課題12を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV¹防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置付け「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）」とします。



¹ DV：配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれる。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「川越市男女共同参画推進条例」第 3 条の規定により、次に掲げる 6 つとします。

① 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行います。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮されることを旨として行います。

⑤ 性と生殖に関する健康への配慮

男女共同参画の推進は、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として行います。

⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分理解して行います。

5 計画の将来像

本計画の推進によって目指すべき将来像は、「川越市男女共同参画推進条例」第 3 条に掲げる 6 つの基本理念を踏まえ、

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

とします。

6 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、次の4つを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標

- I 男女共同参画を推進するための意識づくり
- II 誰もが活躍できる環境づくり
- III 健康で安心して暮らせる環境の整備
- IV 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

7 計画の重点課題

第5次川越市男女共同参画基本計画における施策の成果や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向け、次の施策に重点的に取り組みます。

重点課題

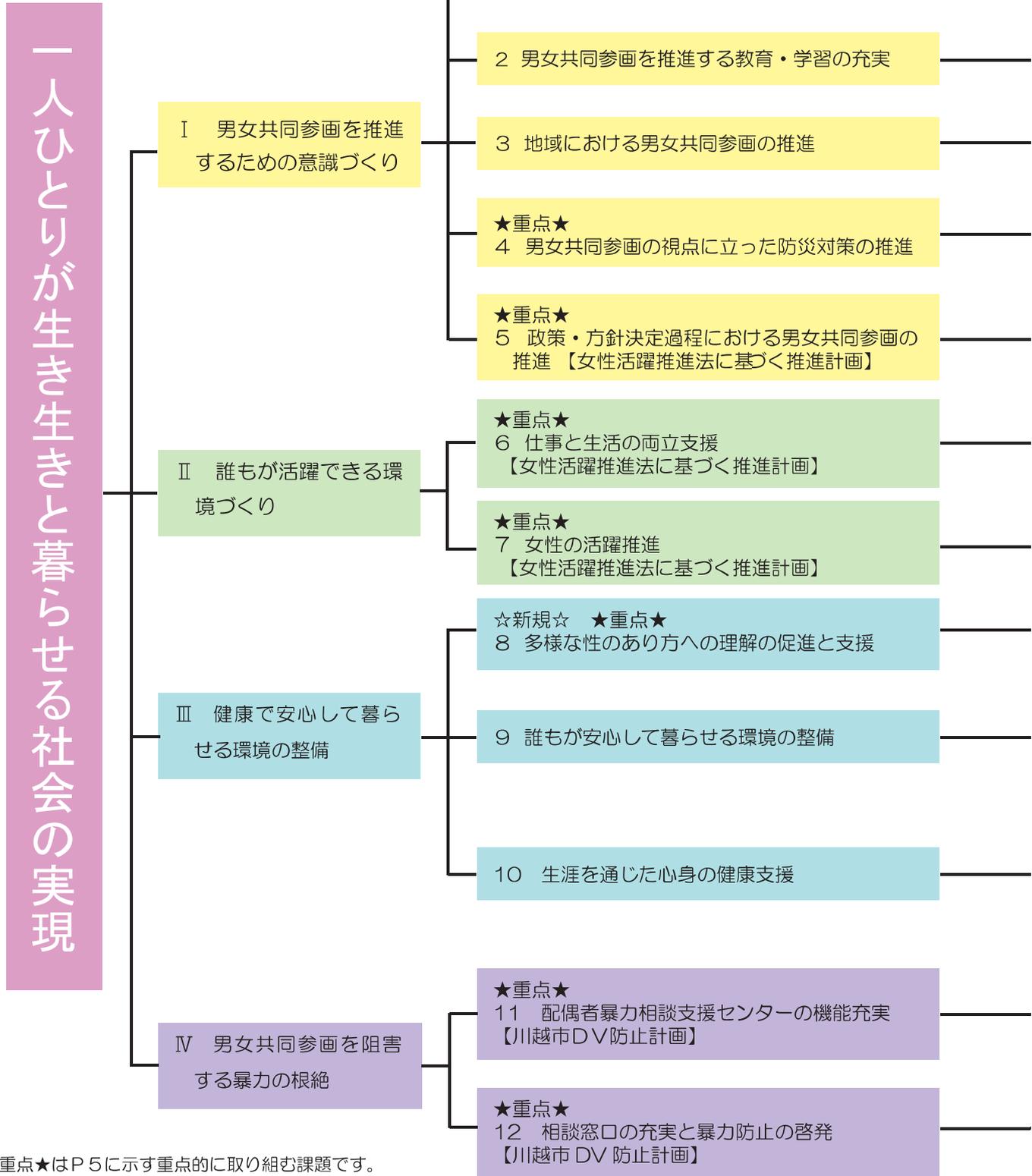
- 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 仕事と生活の両立支援
- 女性の活躍推進
- 多様な性のあり方への理解と促進と支援
- 配偶者暴力相談支援センターの機能充実
- 相談窓口の充実と暴力防止の啓発

8 計画の体系図

《将来像》

《基本目標》

《主要課題》



★重点★はP5に示す重点的に取り組む課題です。

《 取 組 の 方 向 》

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員向け研修の充実

- (1) 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域防災活動への女性の参画
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

- (1) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 外国籍市民への支援

- (1) 妊娠・出産等における相談支援の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実
- (3) 性感染症予防や薬物乱用防止の啓発

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実
- (2) DV被害者の安全確保
- (3) DV被害者の情報管理

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 暴力防止の啓発

9 計画の策定体制

(1) 川越市男女共同参画審議会

本計画の策定にあたり、学識経験者や市民の代表者による「川越市男女共同参画審議会」において審議を行いました。

(2) 川越市男女共同参画庁内会議

本計画の策定にあたり、庁内の関係課長等で構成する「川越市男女共同参画庁内会議」において、検討を行いました。

(3) 意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握し、男女共同参画行政の推進および本計画策定の基礎資料とするため、平成 30（2018）年度に、「川越市男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

【調査の概要】

川越市男女共同参画に関する意識調査	
調査対象者	川越市在住の満 20 歳以上の男女（外国籍市民を含む）3,000 人
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	平成 30（2018）年 8 月 10 日～9 月 10 日
回答状況	有効回収数：1,210 件 （女性 665 件、男性 486 件、その他 3 件、性別無回答 56 件） 有効回収率：40.3%

(4) 意見公募（パブリックコメント）

本計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民の意見を聴取しました。

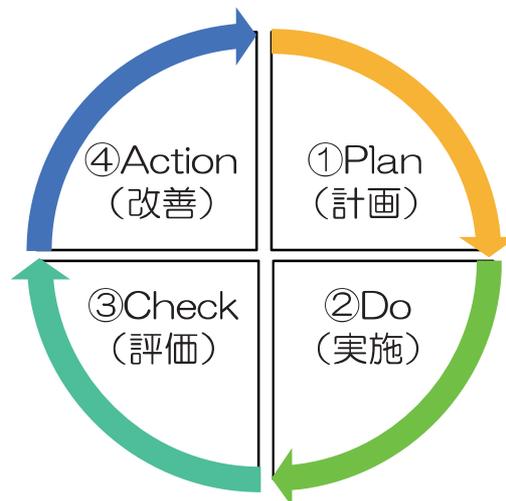
10 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、幅広い分野にわたる本計画の施策を、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、事業の推進状況を毎年度把握するとともに、「川越市男女共同参画審議会」及び「川越市男女共同参画庁内会議」において、点検・評価を行います。

また、庁内においては、男女共同参画推進員²を設置し、職場における男女共同参画意識の高揚と、男女共同参画の視点に基づいた取組の推進を図っています。

PDCAサイクルによる推進



² 男女共同参画推進員：職場における男女共同参画意識を高め、男女共同参画の視点に基づいた施策の推進を図ることを目的に、川越市男女共同参画基本計画に事業の位置づけがある所属等から選任する。

第2章 男女共同参画をとりまく動向



1 世界の動き

昭和 50（1975）年、国連は、この年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」（第 1 回世界女性会議）で「世界行動計画」を採択しました。

また、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」とし、昭和 54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」を採択しました。

昭和 55（1980）年の「コペンハーゲン会議」（第 2 回世界女性会議）に続き、昭和 60（1985）年の「国連婦人の 10 年ナイロビ会議」（第 3 回世界女性会議）において、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、「国連婦人の 10 年」を締めくくりました。

平成 7（1995）年に北京で開催した「北京会議」（第 4 回世界女性会議）では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。そして、平成 12（2000）年にニューヨークで開催した国連特別総会「女性 2000 年会議」において、「行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と北京行動綱領実施促進のための「更なる行動とイニシアティブに関する文書（成果文書）」を採択しました。

その後、平成 22（2010）年と平成 27（2015）年には、北京会議から 15 年と 20 年の節目として、ニューヨークの国連本部において、「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の実施状況及び評価を主要テーマに、国連婦人の地位委員会（「北京+15」、「北京+20」）が開催されました。

その間の平成 23（2011）年には、国連のジェンダー関連の 4 つの機関が統合され、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）」が発足しました。

また、平成 27（2015）年には、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標として、「持続可能な開発目標」（SDGs）が国連サミットで採択されました。17 の目標のうちの一つには、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う」ことが盛り込まれています。

2 国及び埼玉県の動き

政府は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 50（1975）年、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年には、今後 10 年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定しました。

昭和 60（1985）年に、「女子差別撤廃条約」を批准し、昭和 62（1987）年には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3（1991）年には、第一次改定が行われました。

平成 8（1996）年には、「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言」と「行動綱領」を踏まえて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

さらに、我が国における男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、翌 12（2000）年には同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

その後、平成 17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22（2010）年には「第 3 次男女共同参画基本計画」、平成 27（2015）年には「第 4 次男女共同参画基本計画」、そして令和 2（2020）年には「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

国内の推進体制としては、平成 13（2001）年、内閣府に国务大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が男女共同参画局に改編され強化されました。

法律面においても、平成 13（2001）年に「DV防止法」が制定され、その後の改正や、平成 21（2009）年の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）」の改正等により整備が図られてきました。

平成 27（2015）年には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定、その後改正されたほか、平成 30（2018）年には、国政選挙や地方議会の選挙における女性候補者の割合を高めるため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

埼玉県では、こうした国の動きに呼应し、昭和 55（1980）年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和 61（1986）年に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成 7（1995）年に「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定し、男女共同参画社会の形成に努めてきました。

平成 12（2000）年には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 14（2002）年に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定（平成 19（2007）年に計画の見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」としました。）し、平成 24（2012）年には、計画期間を平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までとする「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するとともに、ウーマノミクス課を設置し、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトを推進しています。

平成 29（2017）年には、計画期間を平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までとする「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、施策を推進しています。

また、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に関しては、第 1 次計画を平成 18（2006）年に、第 2 次計画を平成 21（2009）年に、第 3 次計画を平成 24（2012）年に策定し、平成 29（2017）年には、計画期間を平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までとする第 4 次計画を策定し、施策を推進しています。

3 川越市の取組

本市では、平成3（1991）年、「男女が共に尊重しあい、共に支えあって発展する男女共同参画型社会の形成」を目指した「川越市女性計画―男女ともに善く生きるために―」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性の職域拡大等の施策の浸透を図るとともに、女性問題情報紙の発行、女性フォーラム、女性大学講座の開催等により女性政策の推進を図ってきました。

平成10（1998）年には、市内の幅広い分野で活躍する女性団体のネットワークを広げ、市民と行政のパートナーシップを築くため「川越市女性団体連絡協議会」が設立されました。

平成11（1999）年、この協議会と市の共催により、全国の人口30万人以上の都市で構成する「第10回女性問題全国都市会議」と「イーブンライフ in 川越」を併催し、男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成と意識の浸透を図るための取組を行いました。

平成13（2001）年には、「第二次川越市女性計画」を策定するとともに、同年12月に「川越市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が一体となって取り組むことを明記しました。

平成14（2002）年7月には、女性の自立支援と社会参画の促進を図るため、川越駅東口のクラッセ川越内に「川越市女性活動支援のひろば」を開館し、各種情報及び学習・交流の場を提供するとともに、同施設内の「カウンセリングルーム」で女性のための相談事業を開始しました。

平成18（2006）年には、「第三次川越市男女共同参画基本計画」を策定するとともに、「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関が連携してDV防止や被害者保護に当たるための、体制の充実を図りました。

平成21（2009）年度からは市庁舎内でも「女性相談」を開始し、相談体制の充実を図りました。

平成22（2010）年3月には、DV防止と被害者支援のための諸施策を推進するため、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」（DV防止計画）を策定しました。

また、平成23（2011）年には、「第四次川越市男女共同参画基本計画」を策定するとともに、同年7月に配偶者暴力相談支援センターを設立し、平成25（2013）年に「第二次DV防止計画」を策定する等、DV等の対策に力を入れました。

平成27（2015）年には、ウエスタ川越内に、男女共同参画推進の拠点として「川越市男女共同参画推進施設」を設置し、男女共同参画関連講座の開催、男女共同参画に関する情報の提供、女性相談や施設の貸出等を行っています。これに伴い、「川越市女性会館」と「川越市女性活動支援のひろば」を廃止しました。

平成28（2016）年には、「DV防止計画」を包含した「第五次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、計画の推進を図ってきました。計画に位置付けられた事業は概ね順調に順捗しており、意識調査では、固定的性別役割分担意識³に改善がみられています。

平成30（2018）年6月の議会定例会における同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する請願の採択を受け、令和2（2020）年5月から「川越市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

こうした中、社会情勢の変化等に対応し、男女共同参画の実現に向けた取組をさらに進めるため、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「第六次川越市男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、引き続き本市の「DV防止計画」を包含するとともに、一部を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けています。

コラム① 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2（2020）年に確認された新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、生命や生活、経済、社会、さらには行動・意識・価値観等、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしました。

外出自粛等で、自宅で過ごす時間が増えたことにより、固定的性別役割分担意識から家事・育児・介護等への責任が女性に集中しがちになったり、生活不安やストレスから配偶者等からの暴力が増加・深刻化したりと、ジェンダーに起因する課題が一層顕在化しています。

また、経済分野では、非正規雇用労働者や、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用や所得等への影響が大きくなる等、男女共同参画の重要性を改めて認識せざるを得ない状況となっています。

³ 固定的性別役割分担意識：個人の能力ではなく、「男は仕事、女は家庭」等、性別を理由に役割を固定的に割り当てること。

第3章 施策の展開



【具体的事業】の見方

- 【事業値】… 各事業の実施状況を点検・評価するための値です。
数値化できるものは「実施回数」や「講座数」等、数値化になじまないものは「実施内容」等としています。
- 【目標値】… 上記【事業値】に対する年度ごと、または令和7年度の目標値を設定しています。
数値化になじまない事業の目標値は「－」としています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり

〈基本目標Ⅰ 主要課題と取組の方向〉

主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

- ・各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- ・市職員の男女共同参画意識の向上
- ・男女共同参画推進施設の充実

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- ・男女共同参画に関する教職員向け研修の充実

主要課題3 地域における男女共同参画の推進

- ・地域における男女共同参画の推進

主要課題4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- ・地域防災活動への女性の参画
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- ・審議会等への女性の登用推進
- ・市女性職員の登用推進

「男は仕事、女は家庭」等の固定的性別役割分担意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、いまだに私たちの生活や慣習、社会制度に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。こうした固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての認識を深めるために、引き続き意識啓発を進めます。

生活に密着した地域活動や防災対策の分野においても、性別に関わりなく男女が共に参画することが重要です。地域の課題解決や活性化に向けた活動に、あらゆる年代の男女が主体的に参加できるよう取組を進める必要があります。また、深刻化する自然災害に備えて、女性の視点を取り入れた避難所の運営等、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を推進します。

さらに、活力ある豊かな社会を築くためには、さまざまな視点や立場を考慮した意見を取り入れていくことが必要であり、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に向けた取組を継続します。

主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

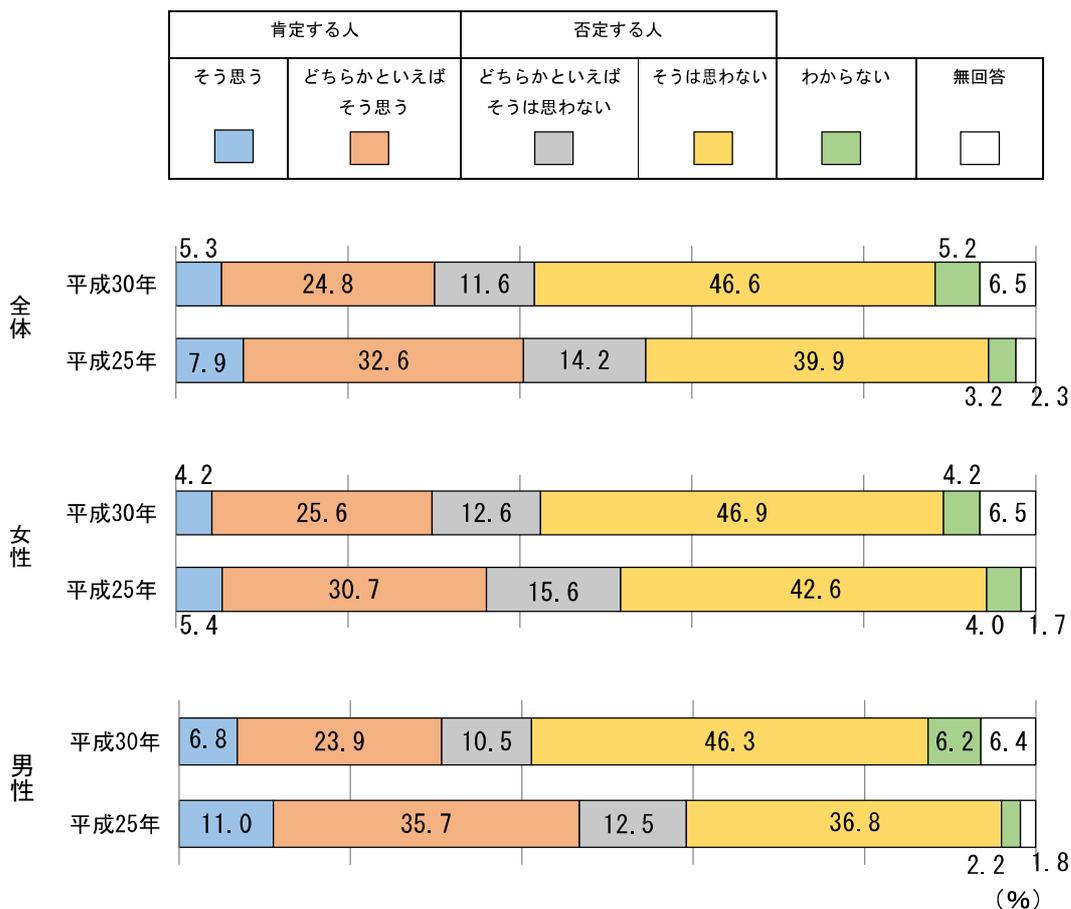
【現状と課題】

意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合は 58.2%で、前回（平成 25（2013）年度）の調査における 54.1%から数値が増えており、意識啓発に一定の効果がみられます。

しかしながら、固定的性別役割分担意識は、慣習や社会制度の中に根強く残っており、その解消に向けて、各種講座やイベントの開催、情報紙の発行等、引き続き意識啓発を進めます。

平成 27（2015）年 4 月にウエスタ川越内に開設した男女共同参画推進施設においては、男女共同参画を推進するための拠点施設として、各種講座の実施や、男女共同参画推進のための自主活動や研修等を目的とした施設の貸し出し等を行っています。市民が利用しやすい施設を目指して、施設の充実を図ります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：平成 30 年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進

男女共同参画に関する理解を促進するためには、意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。各種講座やイベントの開催、情報紙や広報、ホームページ等を活用した働きかけを行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	男女共同参画に関する講座	継続	男女が性別にかかわらず、対等な立場で、家庭、地域、学校及び職場に参画できるよう、男女共同参画に関する理解を深める講座を開催します。 【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 ー	男女共同参画課
②	男女共同参画市民フォーラム	継続	男女共同参画週間にちなみ、男女共同参画社会の形成を目指し、講演会や講座等の意識啓発事業を実施します。 【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 年 1 回	男女共同参画課
③	イーブンライフ in 川越	継続	人権週間及び人権デーにちなみ、男女共同参画社会の形成を目指し、研修会や講演会等の意識啓発事業を実施します。 【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 年 1 回	男女共同参画課
④	人権学習の推進	継続	人権問題についての正しい理解や人権を尊重した生き方を啓発する講座を開催します。 【事業値】 講座数 【目標値】 35 講座	中央公民館
⑤	男女共同参画情報紙「イーブン」の発行	継続	男女共同参画に関する情報を発信し、市民の認識と理解を得るために、情報紙を発行します。 【事業値】 発行回数、発行部数 【目標値】 年 2 回、各 4,500 部	男女共同参画課
⑥	男女共同参画週間における市長メッセージ	継続	広報やホームページ等に男女共同参画週間にちなんだ市長メッセージを掲載し、より一層の理解を深めます。 【事業値】 実施回数 【目標値】 年 1 回	男女共同参画課
⑦	広報やホームページ等を通じた情報発信	継続	広報やホームページ等を通じて、男女共同参画に関する情報を発信します。 【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	男女共同参画課

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
⑧	男女共同参画におけるメディアリテラシー ⁴ の促進	新規	<p>市が作成する広報紙や刊行物等について、男女共同参画に配慮した表現に努めます。</p> <p>また、市民がメディアからの情報を主体的に収集・判断し、適切に発信することができるように講座等を開催します。</p> <p>【事業値】 実施内容 【目標値】 ー</p>	男女共同参画課

【取組の方向】

(2) 市職員の男女共同参画意識の向上

職場における男女共同参画意識を高め、男女共同参画の視点に基づいた施策の推進を図るため、男女共同参画推進員を選任し、職員向けの研修を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	男女共同参画推進員	継続	<p>職場における男女共同参画意識の高揚と男女共同参画の視点に立った施策の推進を図るため、男女共同参画推進員を設置します。</p> <p>【事業値】 実施内容 【目標値】 ー</p>	男女共同参画課
②	男女共同参画職員研修	継続	<p>男女共同参画推進員をはじめとした市職員に対して、男女共同参画に関する研修会を実施します。</p> <p>【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 年 1 回</p>	職員課 男女共同参画課

⁴ メディアリテラシー：新聞、テレビ、雑誌、インターネット等をメディアといい、このようなメディアからの情報を主体的に選択し、内容を読み解き、適切に発信する能力のこと。

【取組の方向】

(3) 男女共同参画推進施設の充実

男女共同参画を推進するための拠点施設として、各種講座の実施や施設の貸し出し、各種情報の提供等を行い、市民が利用しやすい施設を目指します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	提案事業講座	継続	男女共同参画推進施設で、各種講座（意識啓発、自己啓発、子育て・介護支援等に関する講座）を実施します。	男女共同参画課
			【事業値】 講座開催時間数、受講者数 【目標値】 年 300 時間	
②	男女共同参画推進施設の利用の促進	継続	指定管理者と連携し、男女共同参画推進施設の利用の促進を図ります。	男女共同参画課
			【事業値】 利用件数・利用者数・稼働率 【目標値】 ー	

コラム② 川越市男女共同参画推進施設（ウェスタ川越）

平成 27（2015）年 4 月から、ウェスタ川越 3 階に、男女共同参画活動の拠点として、男女共同参画推進施設を開設しました。

男女共同参画推進施設では、男女共同参画講座や就労支援講座等の講座の実施、市民の学習やグループ活動支援等を目的とした施設の貸し出し、女性相談、各種情報の提供等を行っています。

※「ウェスタ」とは、埼玉県西部と川越駅西口の「西：West」と、さまざまな市民活動、にぎわいがここから始まるという意味の「スタート：Start」を組み合わせで作られた言葉です。



主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

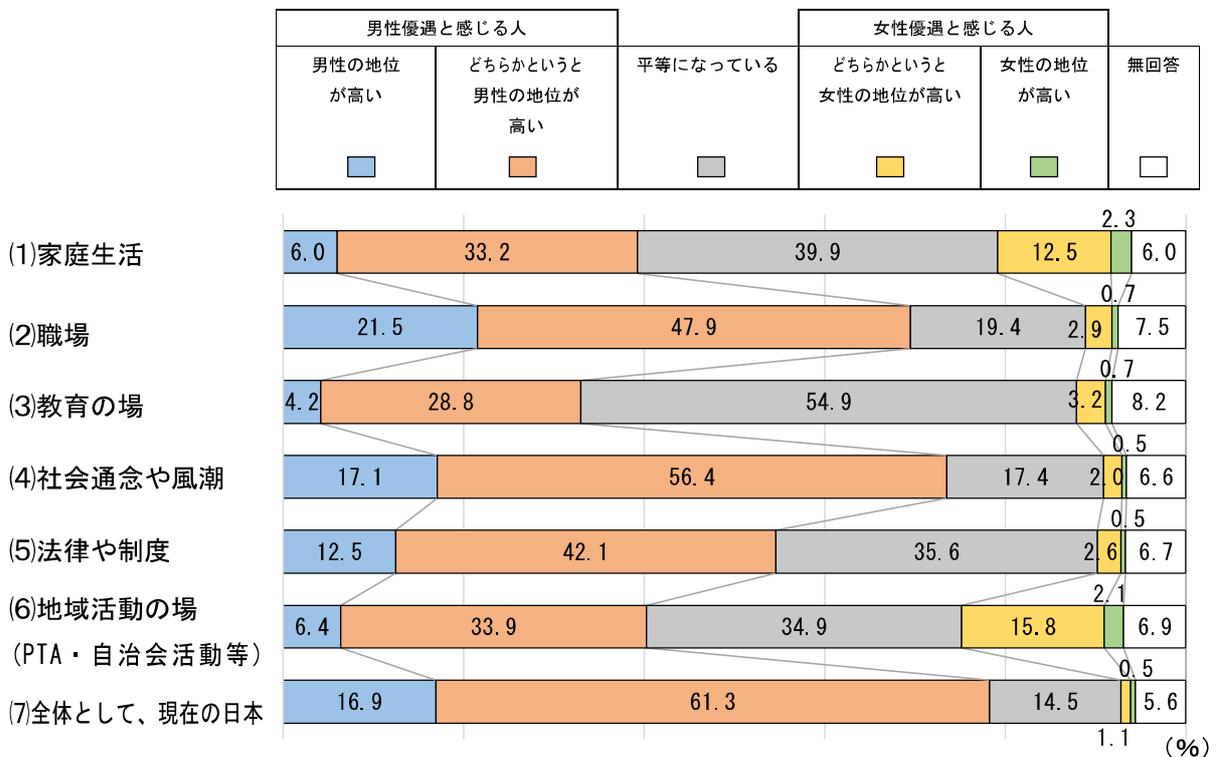
【現状と課題】

意識調査では、「分野別男女平等意識」について、「平等になっている」と回答した人が最も多かったのが「教育の場」(54.9%)で、「家庭生活」(39.9%)や「職場」(19.4%)等と比べて、高い数値となっています。

学校においては、子どもの育ちの中で、固定的性別役割分担意識にとらわれず男女共同参画意識を育むことができるよう、人権の尊重や男女平等についての教育の充実が求められています。

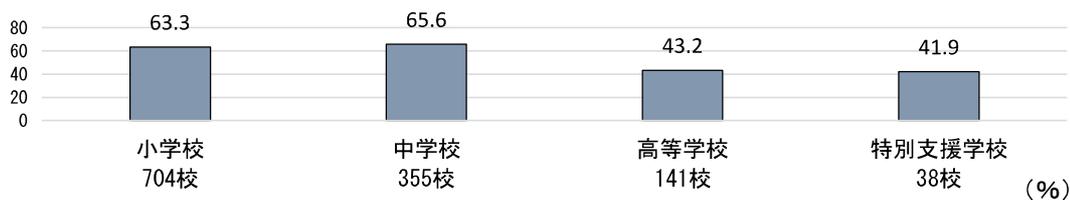
また、教職員の男女共同参画意識の向上を図ります。

分野別男女平等意識



資料：平成30年「意識調査」より

令和元（2020）年度 教職員の男女平等教育に関する校内研修の実施率



資料：県教育局人権教育課調べ

【取組の方向】

(1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実

児童生徒の発達段階に応じて男女共同参画意識を育むとともに、主体的に進路を選択・決定できる能力を身につけられるよう、学校や家庭での教育内容を充実させます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	子育て体験学習 (※1)	継続	市立中学校を対象に、いのちの講座や乳幼児とふれあう機会を提供することで、自己肯定感の高揚や自己と他者を大切に思う心を養います。	こども育成課
			【事業値】 実施校数 【目標値】 市立中学校全校	
②	中学生社会体験事業 (※2)	継続	性別にとらわれず、個性と能力に合った進路が選択できるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を実施します。	教育指導課
			【事業値】 実施校数 【目標値】 市立中学校全校	
③	キャリア教育講演会 (※2)	継続	生徒が自分の進路に関する意識を高めるとともに、進路指導・キャリア教育 ⁵ の充実を図るため、講演会を実施します。	教育指導課
			【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 ー	
④	家庭教育への支援 (※2)	継続	保護者に家庭教育に関する学習機会の提供や情報提供等の支援を行うことで、保護者の学びを支援し、家庭での教育力の向上を図ります。	地域教育支援課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	

※1 関連計画「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」

※2 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

⁵ 進路指導・キャリア教育：進路指導とは、自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、指導援助することをいう。また、キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、進路指導がその中核を占める。

第3章

【取組の方向】

(2) 男女共同参画に関する教職員向け研修の充実

男女共同参画意識をもって教育に携われるよう、教職員等を対象とした研修等を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	男女平等教育研修会 (※)	継続	男女共同参画に関連するテーマについて、教職員を対象とした研修会を実施します。	教育指導課 教育センター
			【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 年1回	
②	人権教育授業研究会 (※)	継続	道徳・学級活動の授業の実践例をもとに、言葉を大切にした人間関係を育む教育について研究します。	教育指導課
			【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 年1回	
③	人権教育主任研修会 (※)	継続	人権教育の推進者としての教職員の資質向上を図るため、人権感覚育成プログラムを活用した研修会を実施します。	教育指導課
			【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 年1回	
④	放課後児童支援員等 研修会 (※)	継続	学童保育室を利用している児童を保育するうえでの資質向上を図るため、性差別等の人権問題に関わる内容の研修を実施します。	教育財務課
			【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 年1回	
⑤	男女平等教育推進委 員会 (※)	継続	人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するために、教職員や保護者に向けたリーフレットの配布等、意識啓発活動を実施します。	教育センター
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	

※ 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

主要課題3 地域における男女共同参画の推進

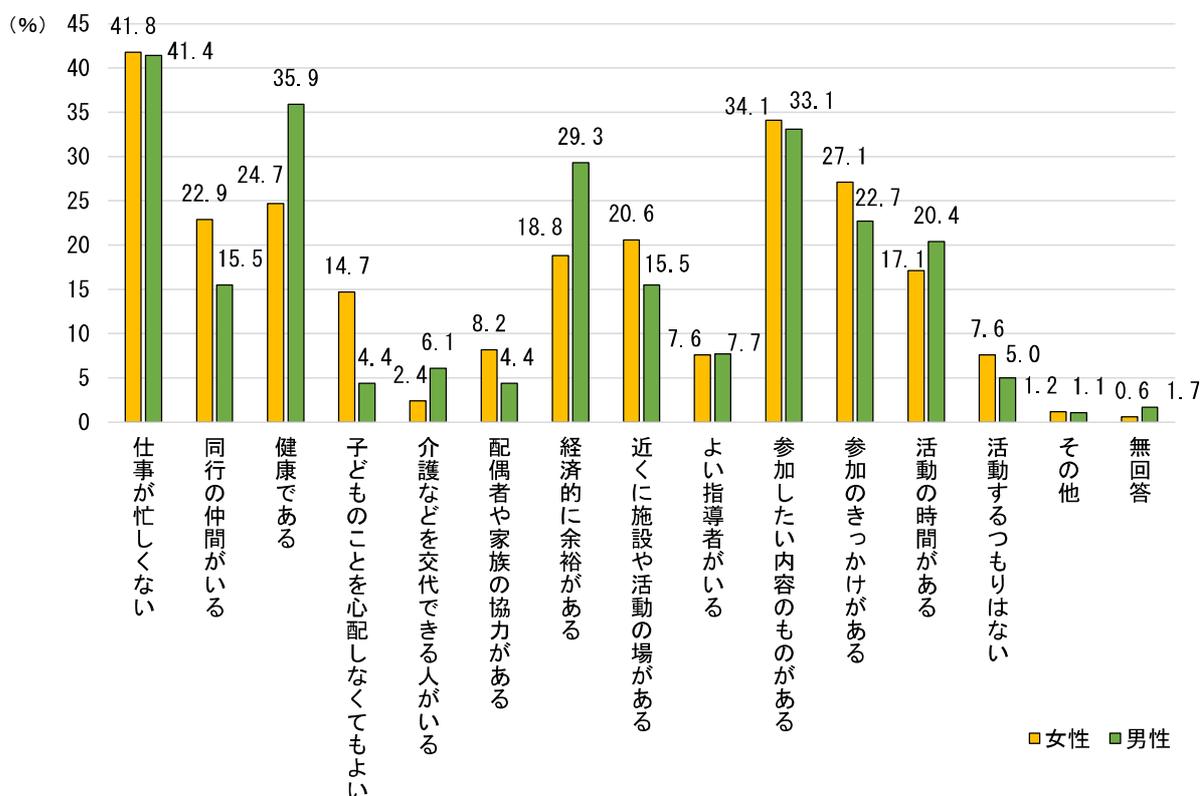
【現状と課題】

意識調査では、今までに仕事以外で地域の活動に参加したことがある人は、女性が69.3%、男性が56.6%となっており、女性が12.7ポイント上回っています。一方で、自治会長はほとんどが男性であり、地域活動における役割分担に性別による偏りが見られます。

地域では自治会活動やボランティア活動等が幅広く行われている一方で、担い手の確保や高齢化が課題となっています。また、さまざまな視点から地域の課題解決に向けたアプローチができる多様な人材の確保が必要です。そのため、地域活動の担い手が性別や年齢等の面で多様であること、地域活動の方針決定過程に女性が参画していること、性別により役割が固定化されないこと等が重要です。

家庭とともに身近な暮らしの場である地域において男女共同参画を推進することで、地域の連帯感を深め、豊かで活力のある地域づくりを目指します。

地域活動参加への条件（複数回答）



資料：平成30年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 地域における男女共同参画の推進

自治会活動やボランティア活動等の地域活動に、男女が対等な構成員として参画できるよう取組を進めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	自治会長への女性の登用促進	新規	自治会活動における男女共同参画を実現するため、自治会長への女性の登用を促進します。 【事業値】 女性自治会長の人数・割合 【目標値】 ー	地域づくり推進課
②	地域会議における男女共同参画の促進	新規	それぞれの地域の課題を検討・解決する地域会議に女性の構成員を確保し、男女共同参画の視点に立った住みよい地域づくりを推進します。 【事業値】 女性構成員の人数・割合 【目標値】 ー	地域づくり推進課
③	介護支援いきいきポイント事業(※)	新規	登録制の介護支援のボランティア活動に、男女が共に参画できるよう活動を支援します。 【事業値】 登録者数 【目標値】 620人	高齢者いきがい課

※ 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画）」

コラム③ 固定的性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割分担を決めることが適当ですが、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的な業務」等のように、性別を理由として固定的に役割を分ける考え方のことを、固定的性別役割分担意識と言います。

このような意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、今も私たちの生活や慣習等に根強く残っています。

身近なイラストに目を向けても、何気なく「エプロン姿の女性とスーツを着た男性」等が描かれていることがあります。これらが積み重なって、無意識のうちに、固定的性別役割分担意識を植え付けられてしまう可能性があることに注意が必要です。

その人の個性や能力、ライフスタイルは性別によって決まるものではありません。一人ひとりの違い（多様性）を尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会を目指しましょう。

主要課題4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 《重点》

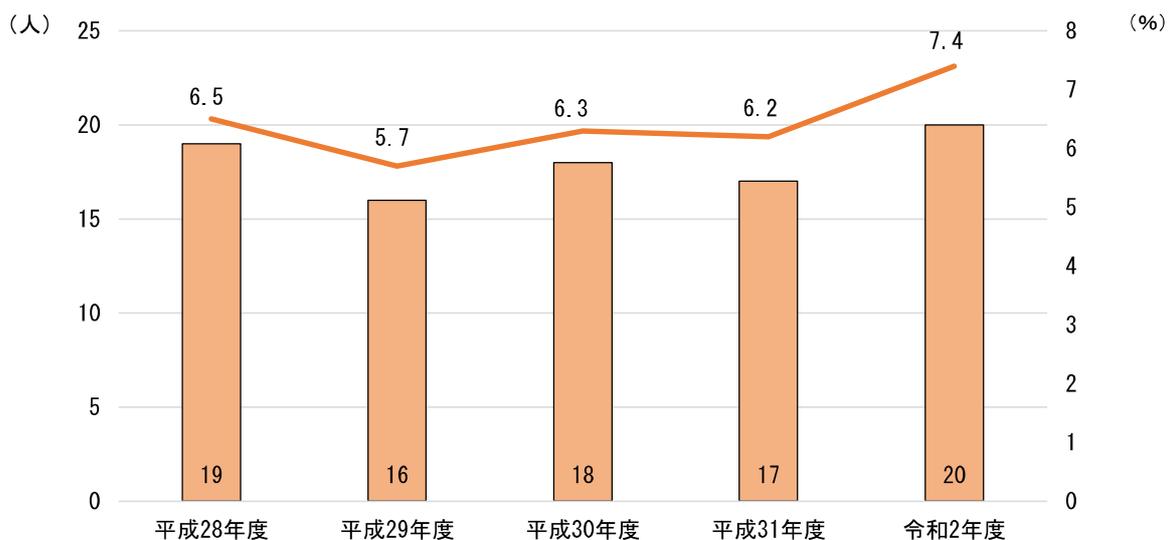
【現状と課題】

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災以降も、台風や大雨による洪水等、さまざまな自然災害が発生しています。災害が発生すると、とりわけ女性や脆弱な状況にある人々が、より多くの影響を受けるようになります。

「川越市地域防災計画」においては、女性や子育てに配慮した避難所の運営等、男女共同参画の視点が盛り込まれています。

非常時には、平常時の課題が一層顕著になって現れるため、日頃から防災対策における男女共同参画を推進し、非常時に女性に負担等が集中しないようにしていく必要があります。防災活動や避難所運営等に女性が参画し、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が求められています。

本市の女性消防団員数とその割合



棒グラフ：女性消防団員数（人）（左軸）
折れ線グラフ：消防団員に占める女性の割合（%）（右軸）

資料：消防局総務課調べ

【取組の方向】

(1) 地域防災活動への女性の参画

災害に対する日頃の備えとして、地域における防災活動に女性の参加を促し、女性の視点が取り入れられるよう努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	防災講話 (※)	継続	さまざまな世代に向け、自主防災組織への女性の参加や、女性視点からの防災対策の重要性を含め、防災に関する啓発活動を行います。	防災危機管理室
			【事業値】 実施回数 【目標値】 年 60 回	
②	防災訓練等への女性の参画促進 (※)	継続	防災訓練や各種イベントを実施し、女性講師の招へいや女性の積極的な参加を呼びかけます。	防災危機管理室
			【事業値】 実施回数 【目標値】 年 3 回	

※ 関連計画「川越市地域防災計画」

【取組の方向】

(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

女性と男性が災害から受ける影響の違いに配慮した、男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所の運営を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	女性消防団員の確保 (※)	新規	消防団への女性の参加を増やし、災害の予防・啓発活動の活性化を図ります。	消防局総務課
			【事業値】 女性消防団員の人数 【目標値】 25 人	
②	女性の視点を取り入れた避難所の運営 (※)	継続	避難所運営のルール等に女性の視点を取り入れられるよう、マニュアルの整備等を行います。	防災危機管理室
			【事業値】 実施内容 【目標値】 一	
③	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の充実 (※)	継続	紙おむつやパーテーションの配備等、女性の視点を取り入れた備蓄品の整備を行います。	防災危機管理室
			【事業値】 整備済み避難所数 【目標値】 全避難所	

※ 関連計画「川越市地域防災計画」

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 《重点》

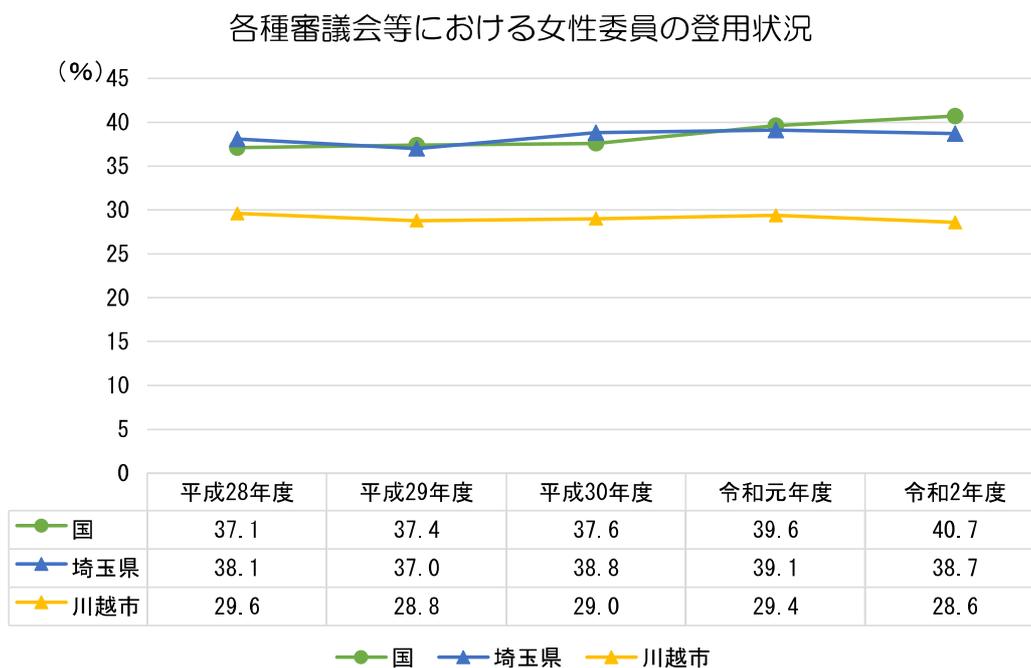
【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【現状と課題】

「川越市男女共同参画推進条例」では、基本理念の1つとして、「男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。」としています。

これまで、本市では、審議会等（法律又は条例設置の附属機関）における女性委員の割合を、令和2（2020）年度までに35%以上とすることを目標として取組を進めてきましたが、令和2（2020）年4月現在で28.6%と、目標に達していません。

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の意思決定に参画できる機会を確保する必要があります。



資料：男女共同参画課調べ

【取組の方向】

(1) 審議会等への女性の登用推進

市の各種審議会等における女性の登用を引き続き推進するとともに、各方面で男女共同参画を推進する人材の登用に努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	各種審議会等への女性の登用推進	継続	各種審議会等における女性の登用状況について実態を把握するための調査を実施し、女性委員の登用を推進します。	男女共同参画課
			【事業値】女性委員の割合 【目標値】女性委員の割合 40%	
②	「川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針」の周知	継続	「川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針」の周知を図り、各種審議会等の女性委員の登用を推進します。	行政改革推進課
			【事業値】女性委員の割合 【目標値】女性委員の割合 40%	
③	男女共同参画人材リストの活用	継続	男女共同参画人材リストにより、各方面で男女共同参画を推進する担い手となる人材を把握し、活用します。	男女共同参画課
			【事業値】リストの新規登録者数、活用件数 【目標値】—	

コラム④ ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが、各国における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたものです。経済分野、教育分野、健康分野、政治分野の4つのデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

令和元(2019)年に公表された順位では、日本は153か国中121位で、特に政治分野と経済分野の値が低くなっています。

分野ごとの順位 (日本)

分野	順位	指数
経済	115位	0.598
教育	91位	0.983
健康	40位	0.979
政治	144位	0.049

資料：世界経済フォーラム

“The Global Gender Gap Report 2020”

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
...
21	イギリス	0.767
...
53	アメリカ	0.724
...
106	中国	0.676
...
108	韓国	0.672
...
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

【取組の方向】

(2) 市女性職員の登用推進

女性活躍推進法により策定を義務づけられている特定事業主行動計画に基づき、市の女性職員の管理職への登用等を積極的に推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 (※)	継続	女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、各種取組を実施します。 ・女性リーダーミーティング等	職員課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 —	
②	女性管理職の登用推進 (※)	継続	市職員における女性管理職の登用を推進します。 (基本目標Ⅰー主要課題5(2)①関連)	職員課
			【事業値】 市の女性管理職(課長級以上)の割合 【目標値】 15.0%(令和7年度)	
③	庁内プロジェクト会議への女性の登用推進	継続	庁内で組織されるプロジェクト会議における女性の登用を推進します。	男女共同参画課
			【事業値】 女性委員の数、割合 【目標値】 —	

※ 関連計画「川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(後期計画)」

コラム⑤ ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクションとは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

我が国における女性の参画は徐々に増加しているものの、諸外国と比べると低い水準であることはジェンダー・ギャップ指数からもわかるとおりです。

現状でも男女の置かれた社会的状況には、個人の能力や努力によらない格差があり、実質的な機会均等の確保が必要となります。

女性参画拡大のためのポジティブ・アクションの手法

【クオータ制】

性別を基準に、一定の人数や比率を割り当てる手法

【ゴール・アンド・タイムテーブル方式】

指導的地位に就く女性の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示して、その実現に向けて努力する手法

【基盤整備を推進する方式】

研修機会の充実、仕事と生活の調和等、女性の参画拡大を図るための基盤整備を推進する手法

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり

〈基本目標Ⅱ 主要課題と取組の方向〉

主要課題6 仕事と生活の両立支援

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・子育て・介護の支援体制の充実

主要課題7 女性の活躍推進

- ・女性の就労支援
- ・働きやすい職場環境の整備

少子高齢化の進展とともに人口減少社会となった我が国においては、将来の労働力不足が懸念されています。こうした中、ニーズの多様化やグローバル化への対応、新たな価値の創造等のためには、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）の確保や、働くことを希望する女性が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮できる環境づくりが求められています。

近年は女性の就業率が上昇を続けており、働く女性は増加しているものの、企業等で女性管理職比率が上がらない、女性の能力が十分生かされていない等の課題があります。このため、平成27（2015）年に「女性活躍推進法」が成立し、女性の活躍推進の取組を進めるため、国や地方公共団体、民間事業主に行動計画の策定等が義務付けられました。

一方で、依然として、男性は長時間労働等により家事等への参画時間が短く、家事・育児・介護等の負担は女性に偏っている状況があります。そのため、男女が共に、仕事や家庭生活、地域活動等に自らが希望するバランスで参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、出産・育児等で離職した女性の再就職や女性のキャリアアップへの支援、性別による差別的取り扱いや各種ハラスメントの防止等、男女が共に働きやすい職場環境の整備を進めていく必要があります。

主要課題6 仕事と生活の両立支援 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【現状と課題】

一人ひとりが仕事と家庭生活、地域活動等に自らが希望するバランスで取り組むことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性が高まっています。

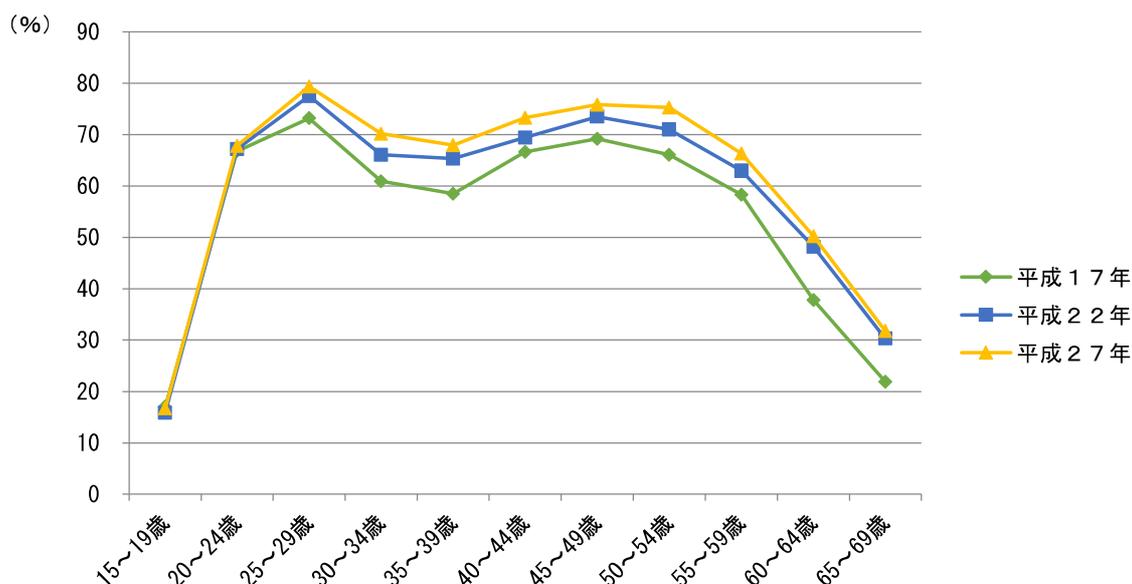
意識調査では、「ワーク・ライフ・バランスのために必要だと思う条件」として、「育児・介護休業制度を利用できる職場環境」（35.6%）「在宅勤務等の柔軟な勤務体制の導入」（35.5%）等の回答が多くありました。

平成30（2018）年6月に成立したいわゆる「働き方改革関連法」により、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化等、ワーク・ライフ・バランスの実現につながる法改正がなされました。バランスのとれた状態は、個人やライフステージにより多様であるため、今後は長時間労働の削減のみならず、多様な働き方の選択も重要な課題となります。

ワーク・ライフ・バランスの推進には、法整備や企業の実践と共に、一人ひとりの意識改革も重要となるため、働く男女への啓発に引き続き取り組む必要があります。

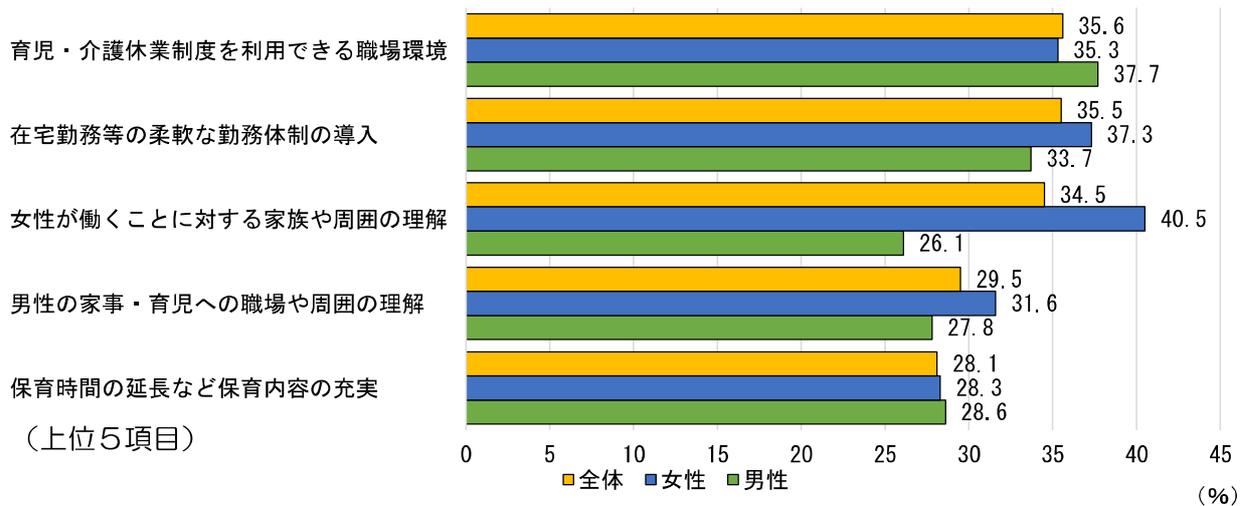
一方、令和2（2020）年から流行している新型コロナウイルス感染症が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされています。多様で柔軟な働き方が浸透することは、ワーク・ライフ・バランスの推進等にもつながります。

本市における女性の労働力率の推移



資料：総務省統計局 平成17年「国勢調査」、
平成22年「国勢調査」、平成27年「国勢調査」より作成

ワーク・ライフ・バランスのために必要だと思う条件（回答は3つまで）



資料：平成30年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭生活、地域活動、自己啓発等とのバランスを取りながら、それぞれの状況に応じたライフスタイルを選択できるように、ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発や情報提供を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	ワーク・ライフ・バランスセミナー	継続	事業主や従業員等に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発のためのセミナーを開催します。	男女共同参画課 雇用支援課
			【事業値】 開催回数、参加者数 【目標値】 年1回	
②	育児・介護休業制度の普及	継続	安心して仕事と育児・介護等が両立できる環境づくりを促進するため、労働法ハンドブックの配布や労働法セミナーの実施等により、啓発を行います。	雇用支援課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	
③	多様な働き方の普及・啓発	継続	短時間勤務、在宅勤務及び再雇用制度等、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	雇用支援課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
④	多様な働き方実践企業の公表	継続	埼玉県が認定している「多様な働き方実践企業」の市内事業所について、市のホームページで公表し、制度について啓発を行います。	雇用支援課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	
⑤	男性の家事・育児への参画促進	継続	男性の家事・育児への参画を促進するため、子育て中の保護者と乳幼児を対象とした育児に関する情報交換等を通じ、子育てについて学ぶ機会を提供します。(子育てサロン)	中央公民館
			【事業値】 講座数 【目標値】 20 講座	
⑥	男性を対象とした料理教室の開催	継続	男性も家庭に参画できるよう、男性を対象とした料理教室を開催します。(男性対象の料理教室)	中央公民館
			【事業値】 講座数 【目標値】 8 講座	
⑦	市男性職員の育児参加の促進 (※1)	継続	職員の仕事と子育ての両立を支援するため、男性職員の育児参加を促進します。	職員課
			【事業値】 男性の出産補助休暇、育児参加休暇、育児休業の取得率 【目標値】 男性の出産補助休暇取得率：100% 男性の育児参加休暇取得率：100% 男性の育児休業取得率：20%以上 (令和6年度)	
⑧	若者のライフデザインの支援の検討 (※2)	新規	大学生や高校生等に対して、結婚、妊娠、就職等について考えるきっかけとするライフデザイン事業の実施を検討します。	こども政策課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	

※1 関連計画 次世代育成支援対策推進法に基づく「第二次川越市特定事業主行動計画（後期計画）」

※2 関連計画「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」

【取組の方向】

(2) 子育て・介護の支援体制の充実

仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく、誰もが自らの意思によって生き方や働き方を選択できるようにするため、働きながら安心して子育てや介護ができる環境を整備します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	保育サービスの充実 (※1)	継続	多様な就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。 ・通常保育、一時的保育、延長保育 【事業値】 実施施設数 【目標値】 ー	保育課
②	病児保育事業 (※1)	継続	病院、保育所等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行います。 【事業値】 実施施設数、延べ利用者数 【目標値】 4箇所、1,200人(令和6年度)	こども育成課
③	放課後児童健全育成事業 (※2)	継続	共働き家庭等、留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 ・民間放課後児童クラブ(こども育成課) ・学童保育(教育財務課) 【事業値】 受入可能児童数 【目標値】 4,454人(令和6年度)	こども育成課 教育財務課
④	ファミリー・サポート・センターの充実 (※1)	継続	地域において子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターの充実を図ります。 【事業値】 活動回数 【目標値】 10,007回(令和6年度)	こども育成課
⑤	介護支援の充実 (※3)	継続	介護者の負担軽減等を図るため、介護サービスの基盤整備を図ります。 【事業値】 市が整備を進める介護保険施設等の数 【目標値】 ー	介護保険課

※1 関連計画 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」

※2 関連計画 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」「第二次川越市教育振興基本計画」

※3 関連計画 「すこやかプラン・川越(川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画)」

主要課題7 女性の活躍推進 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

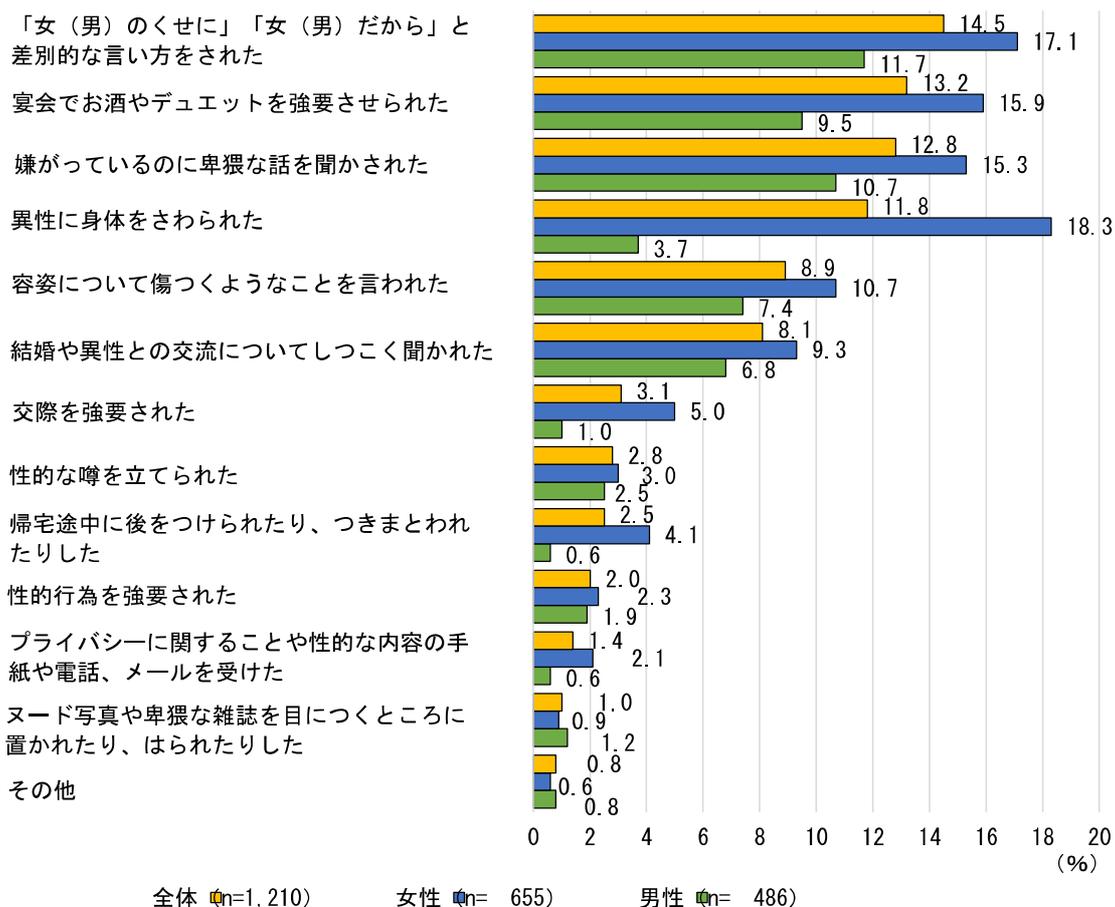
【現状と課題】

就業は、経済的な基盤であるとともに、個人の自己実現にもつながるものです。

これまで、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」や育児・介護休業法の改正等により、女性を取り巻く労働環境の整備は進みつつありますが、雇用や賃金等、依然として男女間の格差があり、これらの解決は重要な課題となっています。

出産・育児等により離職した女性の再就職、就業や起業、資格取得等、個人の能力が発揮できるよう支援を進めていく必要があります。

職場における不愉快な経験（複数回答）



(※) 「無回答」(全体：65.0%、女性：58.0%、男性：73.3%)は図表中に表示していません。

資料：平成30年「意識調査」より

第3章

【取組の方向】

(1) 女性の就労支援

出産・育児等により離職した女性の再就職、就業や起業、資格取得やスキルアップ等のための講座の開催や情報提供等を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	就労情報の提供	継続	雇用の促進を図るため、ハローワーク求人情報をしごと支援センター、市ホームページ等にて提供します。	雇用支援課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 -	
②	就労支援講座の実施	継続	雇用の促進を図るため、就労に必要な実践的スキルを身につけるとともに、就職活動に資するセミナーを開催します。 ・再就職支援セミナー、女性の再就職セミナー、就活支援レクチャー等	雇用支援課
			【事業値】 セミナーの開催回数、参加者数 【目標値】 -	
③	各種資格取得・スキルアップ講座の実施	継続	ウェスタ川越内の男女共同参画推進施設において、女性の就労支援に係る資格取得やスキルアップのための講座を実施します。(基本目標Ⅰ-主要課題1(3)①関連)	男女共同参画課
			【事業値】 講座時間数、参加者数 【目標値】 年 190 時間	
④	起業に向けた支援	継続	関係団体との連携により、講演会や相談会の実施等、起業に向けた支援を行います。	産業振興課
			【事業値】 講演会の参加者数、個別相談件数 【目標値】 -	

【取組の方向】

(2) 働きやすい職場環境の整備

働きたい人が性別により差別されることなく、自らの個性や能力を十分に発揮できるように職場環境の整備を行うことが必要です。

男女が共に働きやすい職場環境にするため、いかなるハラスメントも許さない職場の機運醸成を図る必要があります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	事業所等における男女共同参画の推進	新規	市の入札等に参加する事業者の、子育て支援や女性の活躍推進に向けた取組を評価します。	契約課
			【事業値】 事業者の評価項目における「子育て支援」「女性技術者の雇用」の件数 【目標値】 ー	
②	事業所におけるハラスメント防止の啓発	新規	ハラスメントの防止に向けた研修等の実施や、情報発信による意識啓発を行います。	雇用支援課 男女共同参画課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	
③	市役所におけるハラスメント防止対策	継続	ハラスメントの起こらない職場づくりを目指し、職員を対象に、ハラスメントについての正しい理解と適切に対応するための知識等を習得するための研修を実施します。	職員課
			【事業値】 講演会の参加者数 【目標値】 ー	

コラム⑥ ハラスメント

ハラスメントは、個人の能力の発揮に悪影響を及ぼし、良好な職場環境を阻害する要因です。ハラスメントが重大な人権侵害になる可能性があるという認識をもち、どのような言動がハラスメントに該当するかを考え、その防止に努めていく必要があります。

【ハラスメントの一例】

●セクシュアル・ハラスメント

職場内外での性的な言動により、他の職員を不快にさせること。

●パワー・ハラスメント

職場内での優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて嫌がらせをすること。

●マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産を機に、職場で不利益を与えたり、不当な扱いをしたりすること。

※詳細は巻末「用語解説」を参照。

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境の整備

〈基本目標Ⅲ 主要課題と取組の方向〉

主要課題8 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- ・多様な性のあり方への理解の促進と支援

主要課題9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ・高齢者・障害者の社会参加の促進
- ・ひとり親家庭への支援
- ・外国籍市民への支援

主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援

- ・妊娠・出産等における相談支援の充実
- ・生涯を通じた健康支援の充実
- ・性感染症予防や薬物乱用防止の啓発

本市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会づくりを目指しています。

多様な性を尊重する動きは、近年高まりを見せており、企業や自治体等においてさまざまな取組が始まっています。

一方で、性的少数者⁶は、性のあり方に対する固定観念や、性自認⁷や性的指向⁸を理由とする偏見や差別により、困難や生きづらさを抱えている場合が少なくありません。こうした偏見や差別をなくすための意識啓発や、困難の解消に向けた支援を行う必要があります。

また、少子高齢化の進行や経済の不透明さ、地域社会における人間関係の希薄化等により、高齢者や障害者、ひとり親家庭、外国籍市民等は、生活上のさまざまな困難に直面しています。そうした人々が、家庭や地域、社会全体の支え合いのもと、豊かで生き生きとした生活を送れるよう、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

さらに、男女が互いの身体的な特徴やライフステージによる健康上の違い等についての理解を深め、生涯を通じて健康で豊かな人生を送れるよう取組を進めます。

⁶ 性的少数者（性的マイノリティ）：生物学的性と性自認が一致しており、性的指向が異性に向く人が多数である一方で、それ以外の性のあり方を有している人々。性的指向が同性に向く人や、自分の性別に違和感を持つ人等のこと。

⁷ 性自認：自己の性別についての認識。

⁸ 性的指向：恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向。

主要課題8 多様な性のあり方への理解の促進と支援 《新規》《重点》

【現状と課題】

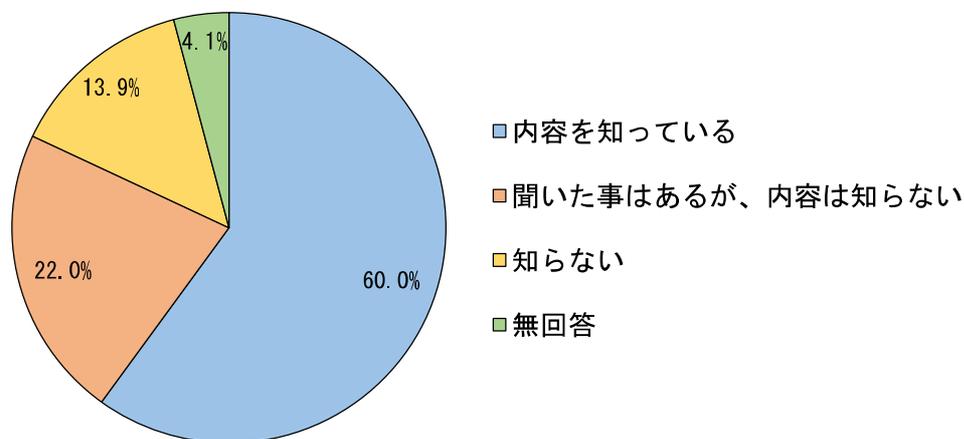
性のあり方は、生物学的性、性自認や性的指向等の要素から決まると言われており、人それぞれに違います。また、進路や仕事、結婚等、その人の生き方に関わる重要なもので、他人から押し付けられたり、決められたりするものでもありません。

平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害で、一定の条件を満たす者については、性別の変更の取り扱いができることとなりました。また、平成 20（2008）年には同法の改正により、性別変更のための要件が緩和されています。

意識調査では「性的マイノリティ（LGBT⁹等）の言葉の認知度」について、「内容を知っている」が60%と比較的高く、「聞いた事はあるが、内容は知らない」が22%、「知らない」が13.9%という結果でした。

一方で、性的少数者は、性自認や性的指向を理由とした偏見や差別により、生活上の困難や生きづらさを抱えている場合が少なくありません。誰もが自分らしく生きられるよう、多様な性のあり方を理解し、尊重する社会の実現が求められます。

性的マイノリティ（LGBT等）の言葉の認知度



資料：平成 30 年「意識調査」より

⁹ LGBT：レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）の頭文字をつなげたもので、性的少数者を総称したものと用いられる。

【取組の方向】

(1) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

多様な性のあり方への理解を促進するために、意識啓発事業を実施するとともに、性的少数者が抱える困難や生きづらさの解消に向けた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	講座や情報紙等を通じた意識啓発	継続	市民向け講座や情報紙等を通じて、性の多様性に関する理解を促進します。 【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	男女共同参画課
②	人権啓発冊子等の配布	新規	性自認や性的指向を理由とした差別の解消に向け、人権啓発冊子やリーフレットを配布します。 【事業値】 配布部数 【目標値】 ー	人権推進課
③	川越市パートナーシップ宣誓制度	新規	同性カップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、川越市パートナーシップ宣誓制度を実施します。 【事業値】 制度の周知 【目標値】 ー	男女共同参画課
④	性別記載欄調査の実施	新規	性的少数者に配慮し、市の申請書等における不要な性別記載欄を調査・把握し、削除を依頼します。 【事業値】 削除可能な性別記載欄がある申請書等の件数 【目標値】 0 件	男女共同参画課
⑤	川越市性的少数者に係る施策に関する検討委員会	新規	性の多様性に関する理解の促進や性的少数者への支援等について検討するため、検討委員会を開催します。 【事業値】 開催回数 【目標値】 ー	男女共同参画課

主要課題 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

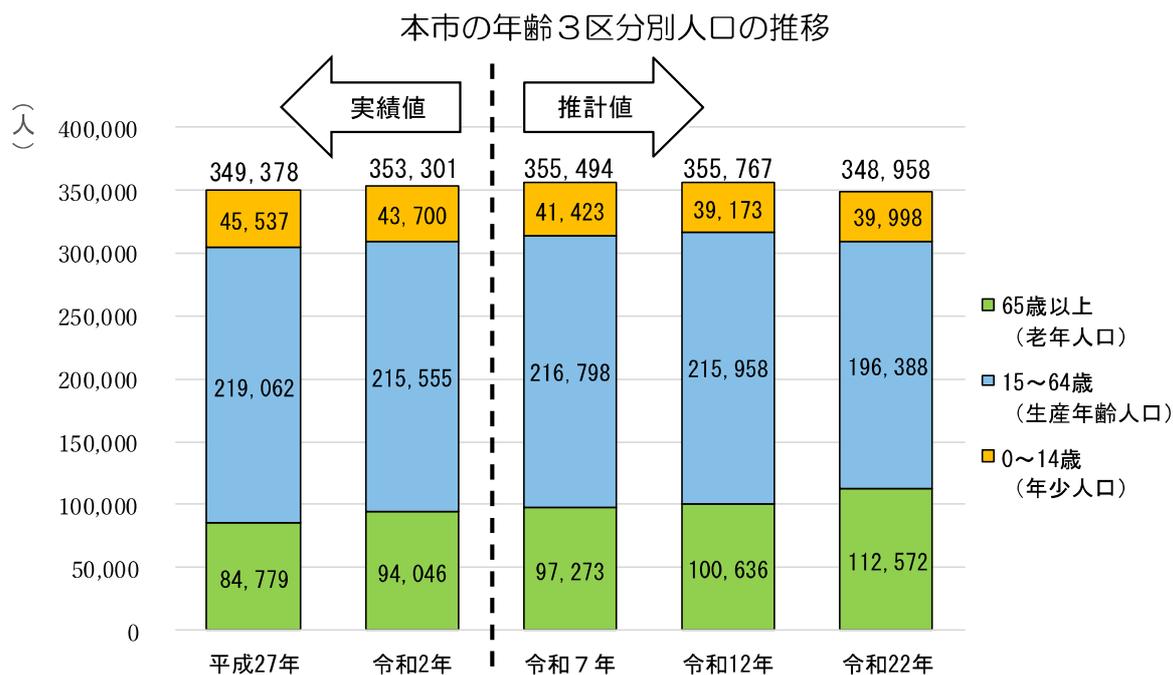
【現状と課題】

本市では、令和 2（2020）年 4 月 1 日時点で、年少人口（0～14 歳）が 12.4%、老年人口（65 歳以上）が 26.6%と少子高齢化が進んでいます。

高齢者や障害者は、その心身の状態から、日常生活や社会参加を行ううえで制約を受けやすくなっています。また、単身の高齢者も増加傾向にあり、社会的に孤立するリスクも抱えています。高齢者や障害者が自立し、社会の一員として自分らしく生活できる環境の整備が望まれています。

また、女性は、出産・育児等による離職や、男性と比べて非正規雇用が多いこと等から、経済的困窮に陥りやすい傾向があり、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組が求められています。

一方、外国籍市民は年々増加しており、言語や文化、価値観の違い等から地域における孤立感を抱えがちです。本市で生活する外国籍市民に対し、多言語での情報提供や「言葉の壁」の解消を図るための支援等が必要です。



	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 22 年
0～14 歳 (年少人口)	13.0%	12.4%	11.7%	11.0%	11.5%
15～64 歳 (生産年齢人口)	62.7%	61.0%	61.0%	60.7%	56.3%
65 歳以上 老年人口	24.3%	26.6%	27.4%	28.3%	32.3%

資料：政策企画課調べ

第3章

【取組の方向】

(1) 高齢者・障害者の社会参加の促進

高齢者や障害者が、その知識や能力、意欲を發揮しながら社会に参加していけるよう、交流活動や学習活動の促進、就労支援を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	高齢者・障害者向け講座の実施 (※1)	継続	川越市総合福祉センターにて、高齢者や障害者の多様なニーズに対応した生涯学習の機会を提供し、交流活動を支援します。	障害者福祉課
			【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 ー	
②	高齢者教育の充実 (※2)	継続	高齢者が自ら意欲を持って学び、健康で生きがいのある毎日を送るための各種講座を開催します。(中央かがやき学園等)	中央公民館
			【事業値】 講座数 【目標値】 32 講座	
③	障害者が参加できる講座の充実 (※2)	継続	障害者の学ぶ機会を充実することで、障害者の社会参加を促進し、障害がある人への理解の促進を図ります。	中央公民館
			【事業値】 講座数 【目標値】 200 講座	
④	シルバー人材センターの充実 (※3)	継続	川越市シルバー人材センターと連携し、就労を通じて高齢者が活躍できる機会の確保を図ります。	高齢者いきがい課
			【事業値】 登録者数 【目標値】 ー	
⑤	障害者の就労支援 (※1)	継続	就労中の障害者への就労継続支援と、就労を希望する障害者への相談・実習等の支援を通じた就労機会の確保を行います。	障害者総合相談支援センター
			【事業値】 就労者数 【目標値】 ー	

※1 関連計画「川越市障害者支援計画」

※2 関連計画「第二次川越市教育振興基本計画」

※3 関連計画「すこやかプラン・川越(川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画)」

【取組の方向】

(2) ひとり親家庭への支援

経済的困窮に陥りやすいひとり親家庭への相談・支援事業を実施し、生活の向上と経済的な自立を支援します。

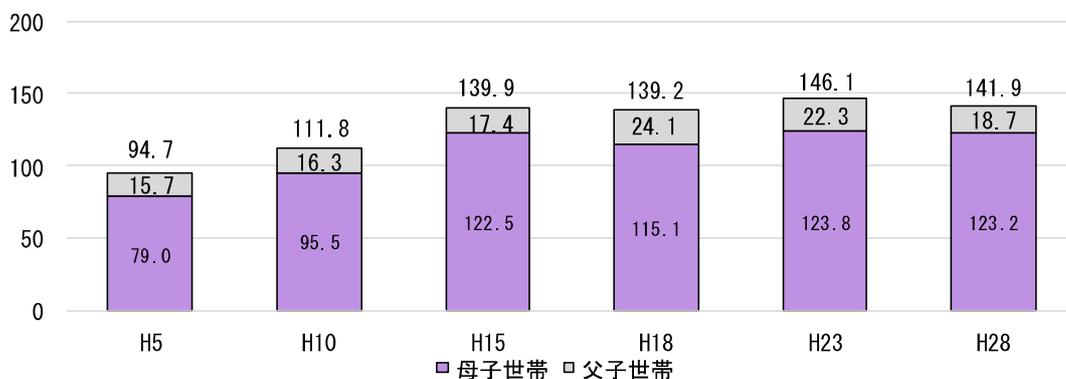
【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	ひとり親家庭等生活向上事業 (※)	継続	子育てと生計維持の両立に向け、ひとり親の母等が定期的に集い、情報交換や家計管理等に関する学習をする場を提供します。	こども家庭課
			【事業値】 延べ参加者数 【目標値】 80 人（令和 6 年度）	
②	自立支援給付金事業 (※)	継続	資格取得や能力開発を目指す児童扶養手当受給者等を対象に、給付金を支給します。	こども家庭課
			【事業値】 給付件数 【目標値】 ー	
③	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (※)	継続	ひとり親家庭等の就労による自立を支援するため、就労相談や就労情報の提供等を行い、就労支援講習会を開催します。	こども家庭課
			【事業値】 延べ利用者数 【目標値】 300 人（令和 6 年度）	
④	生活困窮者自立支援事業	新規	ひとり親家庭が生活に困窮した場合に、就労支援や家計改善、住居確保等の包括的かつ継続的な支援を行います。	生活福祉課
			【事業値】 ひとり親家庭からの相談件数 【目標値】 ー	

※ 関連計画「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」

母子世帯数及び父子世帯数の推移（全国）

単位：万世帯



データ出典：令和元年版 男女共同参画白書

第3章

【取組の方向】

(3) 外国籍市民への支援

外国籍市民が、言葉や文化の違いを越えて安心して暮らせるようニーズ把握に加え、多言語での情報提供や日本語教室等の支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	外国籍市民会議 (※)	新規	外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に反映させていきます。 【事業値】 開催回数 【目標値】 年6回	国際文化交流課
②	広報外国語版の発行 (※)	継続	外国籍市民にとって必要な行政情報を定期的に提供するため、広報紙から記事を抜粋した英語版を発行します。 【事業値】 発行回数 【目標値】 年12回	国際文化交流課
③	日本語教室 (※)	継続	「言葉の壁」の解消を図るため、ボランティアと連携した日本語教室を開催します。 【事業値】 実施回数 【目標値】 ー	国際文化交流課

※ 関連計画「第四次川越市国際化基本計画」

外国籍市民人口

単位：人

(各年1月1日現在)

年次	総数	中国	ベトナム	フィリピン	ネパール	韓国及び朝鮮	ブラジル	その他
平成28年	6,036	1,989	853	658	407	552	351	1,226
29	6,920	2,077	1,239	729	558	549	374	1,394
30	7,632	2,235	1,476	821	653	560	364	1,523
31	8,156	2,356	1,548	851	778	578	374	1,671
令和2年	8,799	2,583	1,773	908	793	597	374	1,771

資料：市民課調べ

主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援

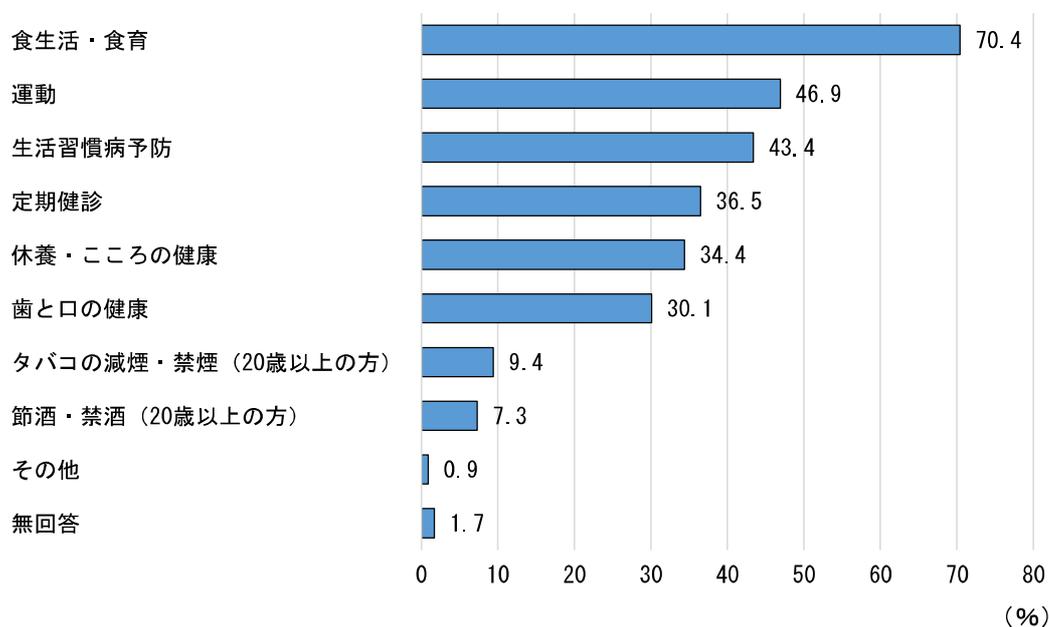
【現状と課題】

女性は、妊娠や出産をはじめとした女性特有の身体的特徴を有することにより、ライフステージにより男性とは異なる健康上の問題に直面します。男女が生涯を通じて健康で快適な人生を送るためには、互いの身体的な特徴についての理解を深め、思いやりを持って生きていくことが重要です。

妊娠・出産については、いつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠・出産等、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立つ必要があります。

市民意識調査では、健康づくりで関心のあることとして、「食生活・食育」（70.4%）、「運動」（46.9%）のほか、「生活習慣病予防」（43.4%）や「定期健診」（36.5%）等が高くなっています。ライフステージに応じた健（検）診等の充実により、男女の健康支援に努める必要があります。

健康づくりで関心のあること



資料：平成30年「市民意識調査」（広聴課）より

【取組の方向】

(1) 妊娠・出産等における相談支援の充実

安全に妊娠・出産ができるよう、健診や訪問指導を実施します。また、妊娠中の不安軽減のために、出産・育児について学ぶ機会を設けます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	妊婦健康診査 (※)	継続	妊娠中の健康保持と妊婦や胎児の異常を早期発見するため健康診断を実施するほか、健診に要した費用の一部を助成することで安心して健診を受診できる機会を確保します。	健康づくり支援課
			【事業値】 実施件数 【目標値】 ー	
②	マタニティスクール (※)	継続	妊婦とその夫等を対象に、妊娠・出産・育児・栄養についての正しい知識を普及し、妊娠中の不安解消と父親の育児参加を支援します。	健康づくり支援課
			【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 ー	
③	助産師による産婦・新生児訪問 (※)	継続	子どもの健全な育成と母親の育児不安を解消するため、訪問指導を行い、子育てに関する相談や情報提供を行います。	健康づくり支援課
			【事業値】 実施件数 【目標値】 ー	

※ 関連計画「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」、「健康かわごえ推進プラン（第2次）」

コラム⑦ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、性や妊娠・出産に関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態にあること（リプロダクティブ・ヘルス）を基本的人権（リプロダクティブ・ライツ）に位置付ける理念のことをいいます。「性の自己決定権」とも呼ばれており、次のようなことが含まれています。

- ◆ 子どもを産むか、産まないか、いつ何人産むかを自分で決めること
- ◆ 安全な妊娠・出産をすること
- ◆ 子どもが健康に養育されること
- ◆ 妊娠や出産、性感染症、不妊等に関する必要な情報、サービスを必要な時に受け取れること

【取組の方向】

(2) 生涯を通じた健康支援の充実

生活習慣の見直しや生活習慣病予防のための健康相談・保健指導を行うとともに、健康管理のための各種健（検）診を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	健康教育・健康相談 (※1)	継続	生活習慣病の予防や健康に関する各種健康教室を開催するほか、個別の相談に応じます。 【事業値】 実施回数、参加者数 【目標値】 ー	健康づくり支援課
②	特定健康診査 (※2)	継続	健康診査を実施し、生活習慣病の予防と定期的な受診を促します。 【事業値】 受診率 【目標値】 60%（令和5年度）	国民健康保険課
③	特定保健指導 (※2)	継続	生活習慣病の発症と重症化を予防するため、特定保健指導を実施し、生活習慣を見直す機会を提供します。 【事業値】 実施率 【目標値】 60%（令和5年度）	国民健康保険課
④	後期高齢者医療健康診査 (※1)	継続	後期高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施し、定期的な受診を促します。 【事業値】 受診率 【目標値】 40%以上（令和6年度）	高齢・障害医療課
⑤	子宮がん・乳がん検診 (※1)	継続	早期発見に結びつけるため、女性特有のがんに関する検診を実施し、定期的な受診を促します。 【事業値】 市が行う検診の受診者数 【目標値】 ー	健康管理課

※1 関連計画「健康かわごえ推進プラン（第2次）」

※2 関連計画「川越市国民健康保険 第2期保健事業等実施計画」

【取組の方向】

(3) 性感染症予防や薬物乱用防止の啓発

性感染症予防や薬物乱用防止についての正しい知識の普及・啓発を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	性感染症の検査 (※)	継続	エイズを含む性感染症に関する検査を実施し、病気の早期発見・早期治療により、病気のまん延防止を図ります。	保健予防課
			【事業値】 実施件数 【目標値】 ー	
②	性感染症予防の出前講座 (※)	継続	エイズを含む性感染症に関する正しい知識を普及・啓発するため、出前講座を実施します。	保健予防課
			【事業値】 実施回数 【目標値】 年 22 回	
③	学校における性教育の充実	新規	学習指導要領にもとづき、発達段階に応じて生命と人権を大切にしている性教育を実施します。	教育指導課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	
④	薬物乱用防止の啓発 (※)	継続	広報紙やリーフレットの配布、関係機関と連携した啓発・相談活動を通じて、薬物乱用が身体及び精神に及ぼす弊害について、啓発活動を実施します。	こども育成課 保健総務課
			【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	

※ 関連計画「第二次川越市保健医療計画」



基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

〈基本目標Ⅳ 主要課題と取組の方向〉

主要課題 1 1 配偶者暴力相談支援センターの機能充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実
- ・ DV被害者の安全確保
- ・ DV被害者の情報管理

主要課題 1 2 相談窓口の充実と暴力防止の啓発

- ・ 相談窓口の充実
- ・ 暴力防止の啓発

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画の実現を阻害するものです。また、DVの多くは、外部から発見しにくい家庭内で行われ、潜在化しやすい特徴があります。

DV被害は深刻な社会問題となっていますが、近年は、若年層の交際相手間における暴力や過度な行動監視といった「デートDV」や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等のコミュニケーションツールを悪用した新たな形態の暴力等もみられます。

本市では、被害者支援の充実とともに、相談窓口の一層の周知、暴力防止の啓発に取り組めます。

コラム⑧ デートDV

高校生や大学生等、若年層の交際相手からの暴力のことを、デートDVといいます。デートDVには、殴る、蹴るだけでなく、言葉の暴力やメールの監視等、さまざまな形が考えられます。

相手のことが好きだから「自分のことを優先してほしい」と思うかもしれませんが、それが一方的過ぎるとデートDVの関係になってしまいます。相手と良い関係を築くためには、自分と違う意見や感情を持つ相手のことを尊重することが大切です。

【デートDVチェックリスト】

- 無視する、バカにする、大声で怒鳴る
- 今どこにいるのか1日に何度も確認する
- メッセージの返事をすぐに返さないと怒る
- 用事があっても一緒に帰らないと怒る
- 他の人との会話や、メッセージをチェックされる
- デートのときにいつも自分にお金を払わせる

出典：埼玉県県民生活部男女共同参画課「知っていますか？デートDV」より

主要課題 1 1 配偶者暴力相談支援センターの機能充実 《重点》

【川越市DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）】

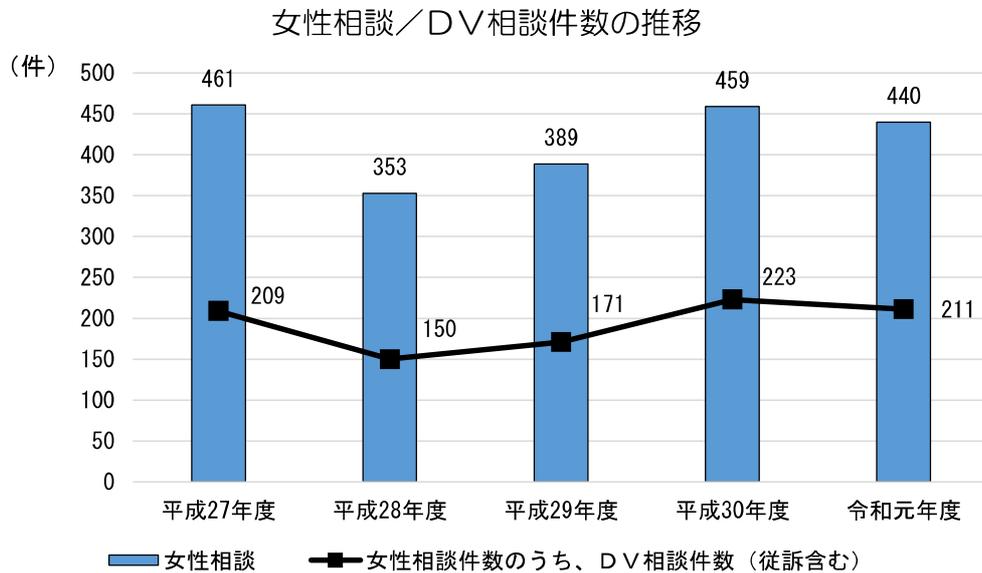
【現状と課題】

平成13（2001）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、平成19（2007）年に一部改正され、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

本市では、平成23（2011）年7月に「川越市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DVの相談や被害者の安全確保等を行っています。

また、DV被害者に子どもがいる場合、子どものDV目撃は心理的虐待にあたるため、平成18（2006）年から、児童相談所を含めた関係機関等との間で「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を開催し、連携強化に努めています。

国においても、令和元（2019）年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、DV対応と児童虐待対応との連携強化が規定されました。



資料：男女共同参画課調べ

【取組の方向】

(1) 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実

DV被害者への適切な支援を行うため、関係機関等との連携を強化し、配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	女性相談（DV相談）	継続	DV相談や各種相談証明書の発行等を通じて、DV被害者への適切な相談支援を実施します。	男女共同参画課
			【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	
②	カウンセリンググループの相談	継続	女性が抱える心の悩みについて、女性のカウンセラーが応じます。	男女共同参画課
			【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	
③	関係機関等との連携会議	継続	関係部署や関係機関と情報交換を行い、DV被害者支援に関する連携強化に努めます。	男女共同参画課
			【事業値】 開催回数 【目標値】 年 4 回	
④	要保護児童対策地域協議会 (※)	新規	DVと児童虐待の関連性に鑑み、要保護児童等の適切な支援を図るため、関係機関が情報を共有し、連携できるよう協議します。	こども家庭課
			【事業値】 開催回数 【目標値】 年 21 回	

※ 関連計画「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」

【取組の方向】

(2) DV被害者の安全確保

緊急時におけるDV被害者の安全を確保するため、一時保護を実施します。また、必要に応じて生活保護制度を利用する等、自立に向けた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	一時保護施設の利用	継続	DV被害者の状況を勘案しながら、シェルター等への入所と、その後の自立支援について検討します。	男女共同参画課
			【事業値】 一時保護件数 【目標値】 ー	

第3章

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
②	母子の一時保護	継続	一時保護が必要な母子に対して、母子生活支援施設への入所等、状況に応じた支援を実施します。 【事業値】一時保護件数 【目標値】—	こども家庭課
③	障害者の一時保護	継続	障害福祉サービス等を利用することにより、被虐待者を虐待者から分離し、一時保護を実施します。 【事業値】一時保護件数 【目標値】—	障害者総合相談支援センター
④	高齢者の一時保護	継続	高齢者虐待の早期発見に努め、その被害者を一時保護することで、高齢者の権利を擁護します。 【事業値】一時保護件数 【目標値】—	福祉相談センター
⑤	宿泊費の補助	継続	即日対応が困難なDV被害者で、経済的に困窮している等一定の要件を満たしている場合に、宿泊費用を補助します。 【事業値】補助件数 【目標値】—	男女共同参画課
⑥	経済的支援	継続	生活保護制度により、DV被害者の安全確保後の生活保障と、自立に向けた支援を実施します。 【事業値】支援世帯数 【目標値】—	生活福祉課

【取組の方向】

(3) DV被害者の情報管理

DV被害者が安心して生活できるよう、関係部署と連携し、DV被害者に関する情報管理を徹底します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	情報漏洩の防止	継続	DV被害者に関する情報漏洩が起こらないよう、情報管理を徹底します。 【事業値】実施内容 【目標値】—	男女共同参画課 市民課 学校管理課

主要課題12 相談窓口の充実と暴力防止の啓発 《重点》

【川越市DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）】

【現状と課題】

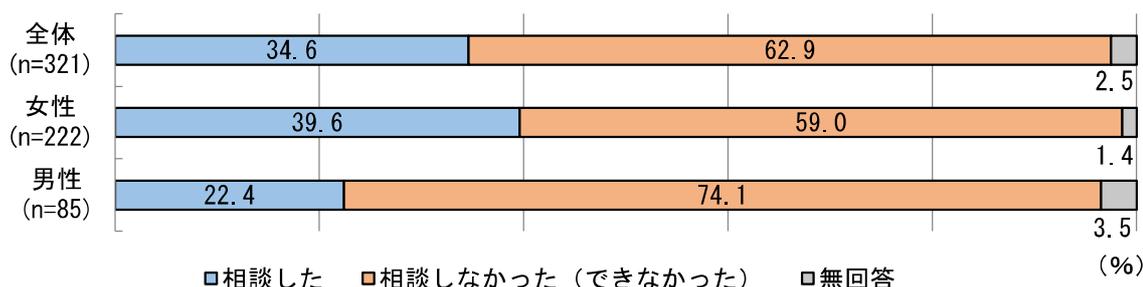
内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成30（2019）年）によると、「配偶者からの暴力被害の有無」について、「被害経験があった」とする女性は31.3%、男性は19.9%で、女性の3人に1人、男性の5人に1人がDV被害に遭っていることが明らかになっています。

一方、意識調査では、被害についての相談の有無について、「相談した」が3割半ばとなっている一方、「相談しなかった（できなかった）」は6割を超えています。

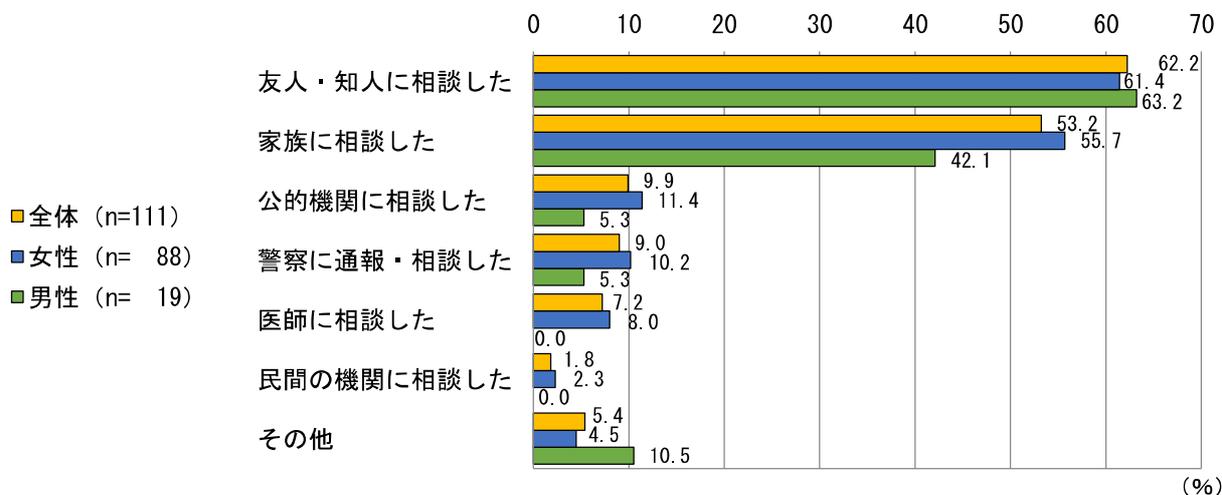
相談先は、「友人・知人」が6割を超えて最も多く、次いで「家族」が約5割で、警察や公的機関に相談した人は一部にとどまっています。

被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、相談窓口の一層の周知に努める必要があります。

暴力等被害についての相談の有無



暴力等被害についての相談先（複数回答）



資料：平成30年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 相談窓口の充実

各種相談を実施し、相談者の状況に応じた支援や情報提供を行います。また、被害者が早期に安心して相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	人権相談	継続	法務局及び人権擁護委員と連携して各種人権相談を実施します。 【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	人権推進課
②	市民相談	継続	相談窓口において、市民の家庭及び社会生活上のさまざまな相談に対応します。 【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	広聴課
③	家庭児童相談 (※1)	継続	子どもの発達に関すること、学校生活(幼稚園、保育所等も含む)、家族関係等の相談に応じます。 【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	こども家庭課
④	障害者の相談 (※2)	継続	障害者に対する虐待の防止及び早期発見・早期対応するための通報・相談窓口を設置します。 【事業値】 ー 【目標値】 ー	障害者総合相談支援センター
⑤	高齢者の相談 (※3)	継続	高齢者虐待の早期発見や、介護に取り組む家族等を支援する観点から、高齢者に関する総合的な相談に応じます。 【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	福祉相談センター
⑥	外国籍市民相談 (※4)	継続	生活相談や法律相談、在留資格相談等、外国籍市民の抱えるさまざまな問題に対し、適切な助言を提供します。 【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	国際文化交流課

※1 関連計画「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」

※2 関連計画「川越市障害者支援計画」

※3 関連計画「すこやかプラン・川越(川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画)」

※4 関連計画「第四次川越市国際化基本計画」

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
⑦	精神保健福祉相談 (※)	継続	精神保健福祉士・保健師が、こころの健康に関する ことや精神保健福祉に関する相談を受け付けます。 【事業値】 相談件数 【目標値】 ー	保健予防課
⑧	犯罪被害者等総合相談	新規	犯罪被害者等からの相談及び各種支援施策の情報 提供、助言等を行います。 【事業値】 相談件数・申請件数 【目標値】 ー	防犯・交通安全課
⑨	相談窓口の周知	新規	ホームページや情報紙等、各種媒体を通じてDV等 の相談窓口を積極的に周知します。 【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	男女共同参画課

※ 関連計画「第二次川越市保健医療計画」

【取組の方向】

(2) 暴力防止の啓発

DVをはじめとした男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け、幅広い年代を
対象に啓発活動を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
①	パープルリボンキャン ペーン	継続	国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の 一環として、埼玉県が行うキャンペーンに協力し、啓 発活動を実施します。 【事業値】 実施回数 【目標値】 年 1 回	男女共同参画課
②	防犯キャンペーン	継続	犯罪被害を防止するための意識啓発として、防犯キ ャンペーンを実施します。 【事業値】 実施回数 【目標値】 ー	防犯・交通安全課
③	デートDV防止啓発	新規	若年層に働きかけ、デートDVの被害に遭わないよ う予防・啓発活動を実施します。 【事業値】 実施内容 【目標値】 ー	男女共同参画課

No.	事業名	区分	事業内容	担当課
④	児童虐待防止の啓発活動(※)	新規	各種講座等への講師派遣、児童虐待防止推進月間におけるポスター・パネルの掲示等を通じて、児童虐待防止の意識の普及・啓発を図ります。 【事業値】 講座等への講師派遣回数 【目標値】 4回	こども家庭課

※ 関連計画「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」

コラム⑨ DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVとは、配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれます。

DVの加害者は、被害者を支配するために暴力を振ります。

DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクル（周期）があり、何度も繰り返されると言われています。加害者はハネムーン期に優しくなりますが、これは暴力を振るわれた被害者が離れていくのを防ぐためです。優しくされた被害者は、もしかしたら（今度こそ）暴力が無くなるかもしれないと期待を抱き、逃げるタイミングを失います。

このサイクルが繰り返されることで、被害者は「離れることができない」と思うようになり、支配・被支配の関係は、ますます強まっていく傾向にあります。

【DVの種類】

- 身体的暴力 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける 等

- 精神的暴力 大声で怒鳴る、無視する、外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を監視する 等

- 経済的暴力 生活費を渡さない、仕事を辞めさせる 等

- 性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない 等

【パープルリボン】

パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められています。

1994年にアメリカで生まれた草の根運動に始まり、今では国際的な運動へと広まっています。



評估指標

基本 目標	主要 課題	指 標	現状値	目標値	担当課
I	1	固定的性別役割分担意識を否定する人の割合（意識調査より）	58.2% （平成30年度）	増加 （令和5年度）	男女共同参画課
	2	男女共同参画に関する教職員向け研修の回数	年1回 （令和元年度）	年1回 （令和7年度）	教育指導課 教育センター
	3	自治会長のうち、女性が占める割合	4.1% （令和元年度）	増加 （令和7年度）	地域づくり推進課
	4	女性の視点を取り入れた備蓄品の配置状況	63か所中 59か所 （令和元年度）	全避難所 （令和7年度）	防災危機管理室
	5	各種審議会等における女性の登用率（法律又は条例設置の附属機関）	28.6% （令和2年度）	40.0% （令和7年度）	男女共同参画課
市の女性管理職（課長級以上）の割合（※1）		12.0% （令和2年度）	15.0% （令和7年度）	職員課	
II	6	市男性職員の育児休業の取得率（※2）	20.0% （令和元年度）	20.0%以上 （令和6年度）	職員課
		保育園の待機児童数（※3）	2人 （令和2年度）	0人 （令和6年度）	保育課
	7	男女共同参画推進施設における就労支援講座の時間数	191.5時間 （令和元年度）	190時間以上 （令和7年度）	男女共同参画課
III	8	性的マイノリティ（LGBT等）の言葉の認知度（意識調査より）	60.0% （平成30年度）	増加 （令和5年度）	男女共同参画課
	9	母子家庭等就業・自立支援センター事業の延べ利用者数（※3）	166人 （令和元年度）	300人 （令和6年度）	こども家庭課
	10	乳がん・子宮がん検診の受診者数	乳がん 6,031人 子宮がん 5,159人 （平成30年度）	乳がん 増加 子宮がん 増加 （令和7年度）	健康管理課
IV	11	関係機関等との連携会議の開催回数	年4回 （令和元年度）	年4回 （令和7年度）	男女共同参画課
	12	DVの相談先の認知度（意識調査より）	64.3% （平成30年度）	80.0% （令和5年度）	男女共同参画課

※1 「川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標値

※2 次世代育成支援対策推進法に基づく「第二次川越市特定事業主行動計画（後期計画）」の目標値

※3 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」の目標値

資料編



第五次川越市男女共同参画基本計画における評価指標の達成状況

基本目標	主要課題	主要施策	評価指標	計画策定時 (調査年度)	現 状	目標値 (目標年度)	説 明
I	1	(1)	固定的性別役割分担意識を肯定する人の割合	40.5% (平成25年度)	30.1% (平成30年度)	35.0%以下 (平成30年度)	「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定する人の割合 (「意識調査」より)
I	3	(5)	DV被害者で第三者に相談した人の中で、公的機関に相談した人の割合	13.0% (平成25年度)	9.9% (平成30年度)	15.0% (平成30年度)	DVを受け第三者に相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合 (「意識調査」より)
II	4	(7)	各種審議会等における女性の登用率(法律・条例設置の附属機関)	29.7% (平成27年度)	28.6% (令和2年度)	35.0% (令和2年度)	市の審議会等委員のうち、女性の占める割合 (男女共同参画課調べ)
III	8	(15)	男性の家事・育児・介護参画時間数	0.90時間 (平成25年度)	1.16時間 (平成30年度)	1.50時間 (平成30年度)	男性が平日に家事・育児・介護にあてている1日当たりの時間数 (「意識調査」より)
III	8	(16)	保育園待機児童数	74人 (平成27年度)	2人 (令和2年度)	0人 (令和2年度)	保育園の待機児童数 (保育課調べ)
III	8	(17)	就業規則等で育児休業制度を規定している事業所	58.0% (平成24年度)	62.2% (平成28年度)	70.0% (令和2年度)	市内事業所において就業規則等で育児休業制度を規定している割合 (「労働基本調査」より)
III	10	(21)	資格取得講座受講者の合格率	61.0% (平成26年度)	50.0% (令和元年度)	65.0% (令和2年度)	各種資格取得講座受講者の合格率 (男女共同参画課調べ) ※ 女性会館閉鎖に伴い平成27年度から男女共同参画推進施設の資格取得講座を対象

第六次川越市男女共同参画基本計画策定までの経過

平成30（2018）年度	
8月10日～9月10日	川越市男女共同参画に関する意識調査実施
1月	川越市男女共同参画に関する意識調査結果公表
令和元（2019）年度	
5月15日	令和元年度第1回川越市男女共同参画庁内会議
5月20日	令和元年度第1回川越市男女共同参画審議会
7月24日	令和元年度第2回川越市男女共同参画庁内会議
7月31日	令和元年度第2回川越市男女共同参画審議会
11月19日	令和元年度第3回川越市男女共同参画庁内会議
11月22日	令和元年度第3回川越市男女共同参画審議会
12月	「第五次川越市男女共同参画基本計画 中間とりまとめ」作成
2月7日	令和元年度第4回川越市男女共同参画庁内会議
2月17日	令和元年度第4回川越市男女共同参画審議会 「次期川越市男女共同参画基本計画の策定について」諮問
令和2（2020）年度	
7月27日	令和2年度第1回川越市男女共同参画庁内会議
8月6日	令和2年度第1回川越市男女共同参画審議会
8月17日	令和2年度第2回川越市男女共同参画庁内会議
8月24日	令和2年度第1回川越市男女共同参画審議会 起草委員会
10月16日	令和2年度第3回川越市男女共同参画庁内会議
10月21日	令和2年度第2回川越市男女共同参画審議会
12月4日～1月4日	「第六次川越市男女共同参画基本計画（原案）」に対する意見公募
1月21日	令和2年度第4回川越市男女共同参画庁内会議
1月27日	令和2年度第3回川越市男女共同参画審議会 「第六次川越市男女共同参画基本計画の策定について」答申

川越市男女共同参画審議会委員名簿

任期 平成31年2月1日～令和3年1月31日

役職	氏名	団体名等
会長	大橋 稔	城西大学教授
副会長	森 豊吉	団体役員
委員	猪野 晴代	川越人権擁護委員協議会
委員	大森 三起子	弁護士
委員	小野 登美子	女性相談員経験者
委員	門田 裕子	一般社団法人 川越市医師会
委員	小林 敦子	公募
委員	最首 洲子	川越市女性団体連絡協議会
委員	坂詰 靖子	川越市女性ネットワーク
委員	高橋 巧	連合埼玉川越・西入間地域協議会
委員	高橋 由香里	公募
委員	中野 弘	公募
委員	藤倉 省一	川越商工会議所
委員	船津 和信	川越市自治会連合会
委員	山口 日出美	川越市社会教育委員協議会

委員は五十音順

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男

女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画

社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す

るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影

響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各

大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成十一年一月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二六日法律第四六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ

の適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び
都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に

即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を

告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害

者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方

が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの

長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害人 被害人（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、

第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

(平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

(平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則

(平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則

(平成二六年四月二三日法律第二八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則

(令和元年六月二六日法律第四六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和元年六月五日法律第二四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が

尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活にお

ける活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところ

により、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担

当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤

務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生

活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

川越市男女共同参画推進条例

平成十三年十二月二十一日

条例第二十六号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これを踏まえ、本市は、女性に対する差別の解消と女性の地位向上等に向けた施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組んできたが、性別による固定的な役割分担意識に根ざした社会における制度や慣行がいまだに残っていることは否定できない。

このような状況を解消し、性別を問わず、市民の誰もが自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力が十分に発揮できるようにするためには、男女が、社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画を実現した社会を目指すことを決意し、その推進に係る基本理念を明らかにした上で、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある川越を築くことに寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
- 二 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人をいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱

いを受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第五条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動

に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(基本方針)

第七条 市は、次に掲げる基本方針により男女共同参画を推進するものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する広報活動等を充実することにより、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めること。
- 二 配偶者等に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対して必要な支援を行うように努めること。
- 三 公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、配偶者等に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行うものに対し、これらの表現の自粛を求める等、必要な措置を講ずるように努めること。
- 四 あらゆる分野における活動の意思決定の過程において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的に当該格差を是正する措置が講ぜられるように努めること。
- 五 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的に男女の均衡を図るように努めること。
- 六 家庭生活における責任を持つ男女が、共に家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を両立することができるよう、必要な支援を行うように努めること。
- 七 男女が生涯を通して心身の健康を維持し、互いの性を理解し、尊重するとともに、対等な関係の下で、妊娠及び出産について決定することができるよう、教育及び啓発を行うように努めること。
- 八 市民及び事業者が行う男女共同参画に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対して必要な支援を行うように努めること。
- 九 市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第八条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成十一年

法律第七十八号）第十四条第三項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第十二条第一項に規定する審議会に諮問するものとする。

(市民相談)

第九条 市は、性別に基づく差別的取扱い等に関する市民の相談に応じ、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第十条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第十一条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(川越市男女共同参画審議会)

第十二条 男女共同参画の推進に資するため、川越市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議すること。
 - 二 男女共同参画の推進に関する施策について、市長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員十六人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 学識経験者
 - 二 市民の代表者
 - 4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画の歩み（年表）

年	世界	国	埼玉県	川越市
1975 (S50)	○国際婦人年 ○「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」開催（メキシコシティ） ○「世界行動計画」採択	○総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置		
1976 (S51)	○「国連婦人の10年」開始（～1985年〔S60年〕）	○「民法」改正（離婚後の復氏制限の廃止）		
1977 (S52)		○「国内行動計画」策定		
1979 (S54)	○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (S55)	○「国連婦人の10年中間年世界会議（第2回世界女性会議）」開催（コペンハーゲン） ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○「民法」改正（配偶者相続分の引上げ） ○女子差別撤廃条約に署名	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981 (S56)	○「ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」及び「同勧告」を採択	○「国内行動計画後期重点目標」策定		
1983 (S58)				○川越市総合計画に「婦人の地位向上」を位置付ける
1984 (S59)		○「国籍法」及び「戸籍法」改正（父系血統主義から父母両系血統主義へ）	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定	○「川越市婦人問題庁内会議」設置
1985 (S60)	○「国連婦人の十年最終年世界会議（第3回世界会議）」開催（ナイロビ） ○「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「男女雇用機会均等法」成立（S61年施行） ○「労働基準法」改正（S61年施行） ○「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (S61)		○「婦人問題企画推進有識者会議」設置	○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987 (S62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 (S63)		○「労働基準法」改正（労働時間の短縮）		○「婦人問題に関する意識調査（第1回）」実施
1989 (H1)				○「婦人青少年課婦人係」設置 ○「川越市女性行動プラン懇話会」設置
1990 (H2)	○国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ○「ILO第171号条約（夜業に関する）」を採択		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定	○「川越市女性行動計画策定委員会」設置

年	世界	国	埼玉県	川越市
1991 (H3)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ○「育児休業法」成立（H4 年施行）		○「川越市女性計画」策定
1992 (H4)		○婦人問題担当大臣（官房長官兼務）設置		○「各種審議会等における女性委員の登用促進について」各課へ依頼 ○「川越市女性計画推進状況報告書」作成
1993 (H5)	○「世界人権会議」開催（ウィーン） ○国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」成立		○「女性問題に関する意識調査（第 2 回）」実施
1994 (H6)	○「国際人口・開発会議」開催（カイロ） ○「ILO 第 175 号条約（パートタイム労働に関する）」を採択	○総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」を設置し、「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組		○「女性政策推進室」に組織改正
1995 (H7)	○「第 4 回世界女性会議」開催（北京） ○「北京宣言」及び「行動綱領」採択	○「育児・介護休業法」成立（H11 年施行） ○「ILO 第 156 号」条約批准	○「2001 彩の国 男女共同参画プログラム」策定	○男女共同参画情報紙「人と人のこうさてん」発行
1996 (H8)		○「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
1997 (H9)		○「男女雇用機会均等法」改正（セクハラについての事業主配慮義務を規定：H11 年施行） ○「労働基準法」改正（女子保護規定の廃止等：H11 年施行） ○「介護保険法」公布（H12 年施行）		
1998 (H10)				○「川越市女性団体連絡協議会」設立 ○「男女共同参画に関する意識調査（第 3 回）」実施
1999 (H11)		○「男女共同参画社会基本法」成立 ○「児童買春・児童ポルノ禁止法」成立		○「第二次川越市女性計画策定懇話会」設置 ○「川越市女性団体事業補助金交付要綱」制定 ○「第 10 回女性問題全国都市会議」及び「イーブンライフ in 川越」併催
2000 (H12)	○国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） ○「政治宣言」及び「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「児童虐待防止法」施行 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立	○「埼玉県男女共同参画推進条例」施行	○「第二次川越市女性計画策定委員会」設置

年	世界	国	埼玉県	川越市
2001 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府に「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置 ○「DV防止法」成立 ○「育児・介護休業法」改正 (H14年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性政策課を男女共同参画課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第二次川越市女性計画」策定 ○「川越市男女共同参画推進懇話会」設置 ○「川越市男女共同参画推進条例」施行
2002 (H14)			<ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同推進プラン2010」策定 ○「With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラッセ川越「女性活動支援のひろば」開館 ○「カウンセリングルーム」設置
2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> ○「次世代育成支援対策推進法」成立 (H17年施行) ○男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「川越市男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画課」に組織改正 ○「男女共同参画に関する意識調査(第4回)」実施
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正 ○「育児・介護休業法」改正(育児・介護休業の対象者の拡大等：H17年施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「川越市における男女共同参画を推進するための基本計画を策定することについて(答申)」
2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10 世界閣僚級会合」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「(仮称)第三次川越市男女共同参画基本計画策定委員会」設置
2006 (H18)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」改正(男性に対する差別的禁止、間接差別的禁止等：H19年施行) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第三次川越市男女共同参画基本計画」策定 ○「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置
2007 (H19)		<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正(保護命令制度の拡充等：H20年施行) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画プラン」とする 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内に「男女共同参画推進員」を設置 ○「川越市DV防止及び被害者支援に関する方針策定委員会」を設置
2008 (H20)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画に関する意識調査(第5回)」実施
2009 (H21)		<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度・所定外労働の義務化、男性の育児休暇取得促進策の導入等：H22年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「川越市における男女共同参画を推進するための基本計画を策定することについて(答申)」 ○川越市役所庁内「女性相談」開始
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> ○第54回国連婦人の地位委員会「北京+15 記念会合」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次男女共同参画基本計画」策定 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定

年	世界	国	埼玉県	川越市
2011 (H23)	○「UN Women」発足			○「第四次川越市男女共同参画基本計画」策定 ○「川越市配偶者暴力相談支援センター」開設
2012 (H24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ○産業労働部ウーマノミクス課設置	
2013 (H25)		○「DV防止法」改正（H26年施行） ○「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる		○「男女共同参画に関する意識調査（第6回）」実施 ○「第二次川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」策定
2014 (H26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる		
2015 (H27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20記念会合」開催（ニューヨーク） ○国連サミット「SDGs（持続可能な開発目標）」採択	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性活躍推進法」成立、施行（H28年完全施行） ○「第4次男女共同参画基本計画」を策定		○ウェスタ川越「川越市男女共同参画推進施設」開設 ○「川越市女性会館」、「川越市女性活動支援のひろば」を廃止
2016 (H28)		○改正「男女雇用機会均等法」施行（H29年完全施行） ○改正「育児・介護休業法」施行		○「第五次川越市男女共同参画基本計画」策定
2017 (H29)			○「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定	
2018 (H30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		○「男女共同参画に関する意識調査（第7回）」実施
2019 (R1)		○「女性活躍推進法」改正 ○「DV防止法」改正 ○「育児・介護休業法」改正		
2020 (R2)	○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催（ニューヨーク）	○「第5次男女共同参画基本計画」を策定 ○「男女雇用機会均等法」改正		○「川越市パートナーシップ宣誓制度」を開始

用語解説

行	用語	説明
あ	SNS	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、アルファベットのMのような形に描かれる曲線のこと。20歳代でピークに達し、出産・子育て期にあたる30歳代に低下、子育てが落ち着いた40歳代で再び上昇し、高齢になるにつれてなだらかに下降する傾向がある。 なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における労働力率の低下はみられない。
	エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
か	クォータ制（割当制）	性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つ。
	ゴール・アンド・タイム テーブル方式	達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示して、その実現に努力する方式のこと。 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つ。
	固定的性別役割分担	個人の能力ではなく、「男は仕事、女は家庭」等、性別を理由に役割を固定的に割り当てること。 ※28 ページ コラム③参照
さ	ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）ではなく、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」「女性像」をいう。
	ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	（＝ Gender Gap Index）世界経済フォーラムが、世界各国の社会進出における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもの。 ※32 ページコラム④参照
	ジェンダー不平等指数（GII）	（＝ Gender Inequality Index）国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを示すもの。次の3側面5指標から構成されている。 【保健分野】 ・妊産婦死亡率 ・15～19歳の女性1,000人当たりの出生数 【エンパワーメント】 ・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別） 【労働市場】 ・労働力率（男女別）

行	用語	説明
さ	持続可能な開発のための2030 アジェンダ	平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。 17 ゴール・169 ターゲットからなる持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs) が設けられており、ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられている。
	性自認	(= Gender Identity) 自己の性別についての認識のこと。「心の性」ともいう。
	性的指向	(= Sexual Orientation) どの性別が恋愛の対象になるかという指向性のこと。「好きになる性」ともいう。
	性的マイノリティ (性的少数者)	生物学的性と性自認が一致しており、性的指向が異性に向く等、これまで一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人。レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に決められた性に違和感を持つ人)の頭文字を取って、LGBT と呼ばれることがある。 多様な性のあり方のなかには、LGBT に当てはまらないものもある。
	セクシュアリティ	その人の「性のあり方」のこと。生物学的性(身体の性)、性自認(心の性)、性的指向(好きになる性)の3要素から決まる。 男性/女性という二元的なものではなく、「性自認=わからない」、「性的指向=決められない、決めたくない」等、多様なあり方が考えられる。 なお、上記3要素以外にも、服装や所作等の「表現する性」を加える見解もある。
	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等、さまざまな態様のものが含まれる。
た	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	ダブルケア	子育てをしている人が親の介護も同時に担うこと。
	男女共同参画社会	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいう。 (男女共同参画社会基本法第2条第1号)

行	用語	説明
た	男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日を踏まえ、男女共同参画について国民の理解を深めるために設けられた、毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間をいう。
	デートDV	若年層の交際相手間で起こる暴力や過度な行動監視のこと。 ※53 ページコラム⑧参照
	テレワーク	情報通信機器を利用して、自宅等会社以外の離れた場所で事業所から任された仕事を行う勤務形態のこと。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあったパートナーからうける暴力をいう。 ※60 ページコラム⑨参照
な	人間開発指数（HDI）	（＝ Human Development Index）国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1 人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。
は	パワー・ハラスメント（パワハラ）	職務上の地位や人間関係等、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう。 過大な残業の強要や人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為等が、これにあたる。
	フレックスタイム制度	1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその枠内で、各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し、働く制度のこと。
	ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のこと。 ※33 ページコラム⑤参照
ま	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境を害する行為のこと。 休暇等の取得を理由とした解雇や減給等の不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。
	メディア・リテラシー	新聞、テレビ、雑誌、インターネット等をメディアといい、このようなメディアからの情報を主体的に選択し、内容を読み解き、適切に発信する能力のこと。

行	用語	説明
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>平成6（1994）年の国際人口/開発会議において提唱された概念。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。</p> <p>※50 ページコラム⑦参照</p>
	リベンジポルノ	<p>元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開すること等をいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。</p>
わ	ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活の調和のこと。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさす。</p>
	ワンストップ・サービス	<p>複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること。</p>

第六次川越市男女共同参画基本計画

2021-2025

令和3年3月

発行 川越市

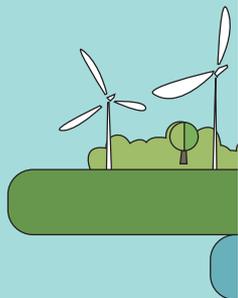
編集 川越市市民部男女共同参画課

〒350-8601

埼玉県川越市元町 1-3-1

TEL : 049-224-8811 (代表)

FAX : 049-224-6705 (共用)



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。